

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月25日
【事業年度】	第48期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）
【会社名】	株式会社アイネス
【英訳名】	INES Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 五十嵐 泰彦
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市都筑区牛久保三丁目9番2号
【電話番号】	045(912)5500(代表)
【事務連絡者氏名】	財務本部経理部長 金川 真達
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市都筑区牛久保三丁目9番2号
【電話番号】	045(912)5500(代表)
【事務連絡者氏名】	財務本部経理部長 金川 真達
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第44期	第45期	第46期	第47期	第48期
決算年月		平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
売上高(百万円)	(百万円)	38,044	42,992	40,894	37,946	35,711
経常利益又は 経常損失()	(百万円)	1,848	910	1,597	1,871	1,992
当期純利益又は 当期純損失()	(百万円)	3,221	162	3,619	1,529	1,355
純資産額	(百万円)	51,582	50,841	45,826	45,959	46,784
総資産額	(百万円)	66,024	65,117	59,950	60,446	60,510
1株当たり純資産額	(円)	1,123.81	1,133.84	1,061.84	1,125.10	1,144.66
1株当たり当期純利益金 額又は1株当たり当期純 損失金額()	(円)	69.74	3.59	81.91	36.46	33.27
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額	(円)	-	-	-	-	33.26
自己資本比率	(%)	78.1	78.0	76.3	75.8	77.1
自己資本利益率	(%)	6.0	0.3	7.5	3.3	2.9
株価収益率	(倍)	12.9	211.7	6.0	14.7	20.9
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,353	2,552	4,622	7,090	4,531
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	696	2,487	2,018	1,557	3,683
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,062	932	1,389	1,295	586
現金及び現金同等物の 期末残高	(百万円)	15,170	14,301	15,516	19,755	20,016
従業員数	(人)	2,085	1,846	1,844	1,850	1,861

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

- 平成19年3月期及び平成21年3月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 平成18年3月期及び平成20年3月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 平成19年3月期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第44期	第45期	第46期	第47期	第48期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
売上高 (百万円)	30,302	34,621	36,088	33,617	31,747
経常利益又は 経常損失() (百万円)	2,656	281	1,193	1,636	1,700
当期純利益又は 当期純損失() (百万円)	3,635	358	3,877	1,400	1,180
資本金 (百万円)	31,457	31,457	31,457	31,457	31,457
発行済株式総数 (千株)	51,895	51,895	50,000	48,000	48,000
純資産額 (百万円)	50,616	50,039	44,757	44,769	45,417
総資産額 (百万円)	62,459	62,987	57,426	58,011	58,039
1株当たり純資産額 (円)	1,103.04	1,117.51	1,038.90	1,097.71	1,112.98
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配 当額) (円)	- (-)	7.50 (-)	- (-)	10.00 (3.00)	12.00 (6.00)
1株当たり当期純利益金 額又は1株当たり当期純 損失金額() (円)	78.37	7.92	87.76	33.37	28.98
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	28.98
自己資本比率 (%)	81.0	79.4	77.9	77.1	78.1
自己資本利益率 (%)	6.8	0.7	8.2	3.1	2.6
株価収益率 (倍)	11.5	96.0	5.6	16.1	24.0
配当性向 (%)	-	94.7	-	30.0	41.4
従業員数 (人)	1,525	1,524	1,507	1,506	1,522

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

- 平成19年3月期及び平成21年3月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 平成18年3月期及び平成20年3月期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 平成19年3月期より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

2【沿革】

年月	沿革
昭和39年7月	(株)協栄計算センターとして協栄生命保険(株)(現ジブラルタ生命保険(株))より独立。
昭和43年6月	地方自治体向け、住民情報システム開発。
昭和44年4月	ソフトウェア技術部門設置。
昭和48年4月	北関東支社(現関東データセンター)開設。
昭和48年10月	札幌支社、大阪支社、名古屋支社開設。
昭和49年3月	本社・北関東支社(現関東データセンター)間に通信回線設置。
昭和50年2月	仙台支社(現東北支社)開設。
昭和50年10月	(株)協栄データサービス(現(株)KDS)(現連結子会社)を設立。
昭和51年3月	岡山支社(現広島支社に統合)開設。
昭和51年6月	福岡支社開設。
昭和58年8月	全国主要都市を結ぶネットワーク(KICNET)を構築。
昭和59年8月	(株)アイネスに商号変更。
昭和60年4月	電気通信事業法に基づく、一般第二種電気通信事業を開始。
昭和62年2月	東京証券取引所市場第二部に株式を上場。
昭和62年6月	高津事業所(アイネスコミュニケーションプラザ)開設。
昭和63年3月	電気通信事業法特別第二種電気通信事業者として郵政省(現総務省)に登録。
昭和63年12月	システムインテグレータとして通商産業省(現経済産業省)に登録、認定を受ける。
平成元年6月	本店所在地を神奈川県川崎市高津区二子六丁目13番10号に移転。
平成2年3月	大阪証券取引所市場第二部に株式を上場。
平成2年8月	(株)アイ・エス・エス(現連結子会社)を設立。
平成2年9月	東京証券取引所、大阪証券取引所の市場第一部銘柄に指定。
平成3年5月	横浜市に総合研究所(現本社)開設。
平成7年3月	特定システムオペレーション企業として通商産業省(現経済産業省)に登録、認定を受ける。
平成7年7月	本店所在地を神奈川県横浜市都筑区牛久保三丁目9番2号に移転。
平成9年12月	アウトソーシング分野でISO9000シリーズの認証を取得。
平成10年10月	(株)コルネットと合併、幕張事業所を開設。
平成11年2月	プライバシーマーク認定を受ける。
平成11年12月	日立ソフトウェアエンジニアリング(株)と資本・業務面で提携。
平成12年3月	港区赤坂事務所社屋を取得し、本社機能を集中。
平成14年1月	静岡支店開設。
平成14年3月	情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の適合認証を取得。
平成14年12月	(株)INPM(注)を設立。
平成16年3月	環境マネジメントシステムISO14001認証を高津事業所にて取得。
平成16年9月	日立ソフトサービス(株)(現(株)SKサポートサービス)(現連結子会社)の株式取得。
平成17年3月	ISMS Ver.2.0の登録更新及び全国13拠点へ拡大。
平成17年3月	環境マネジメントシステムISO14001認証を赤坂本社にて取得。
平成17年9月	新日本システム・サービス(株)(現連結子会社)の株式取得。
平成18年6月	事前警告型買収防衛策を株主総会の承認を得て導入。
平成18年12月	環境マネジメントシステムISO14001認証を大阪支社にて取得。
平成19年3月	ISMSをJIS Q27001:2006版に対応及び全国15拠点へ拡大。
平成21年1月	事業構造改革の一環として、管理部門を本社(旧総合研究所)へ移転し、赤坂本社に営業部門及び事業部門の一部を集約。
平成21年4月	大阪証券取引所の上場を廃止。
平成21年7月	シンガポール支店開設。

(注) 連結子会社でありました株式会社INPMは、平成22年3月31日の同社臨時株主総会において解散を決議し、平成22年6月7日に清算手続きを完了しております。

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社及び子会社4社で構成されております。当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係わる位置づけは次のとおりであります。

なお、当社発行済株式総数の22.11%を所有している日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社は、当社のその他の関係会社であります。同社とはソフトウェア開発業務について取引関係があります。

株式会社KDSは、主として人材派遣ならびにデータエントリー業務を行っており、当社より当該業務を受託しております。あわせて、民間企業向けのソフトウェア開発業務を行っております。

株式会社アイ・エス・エスは、情報処理サービスに付帯する運用等の業務を行っており、当社より当該業務を受託しております。

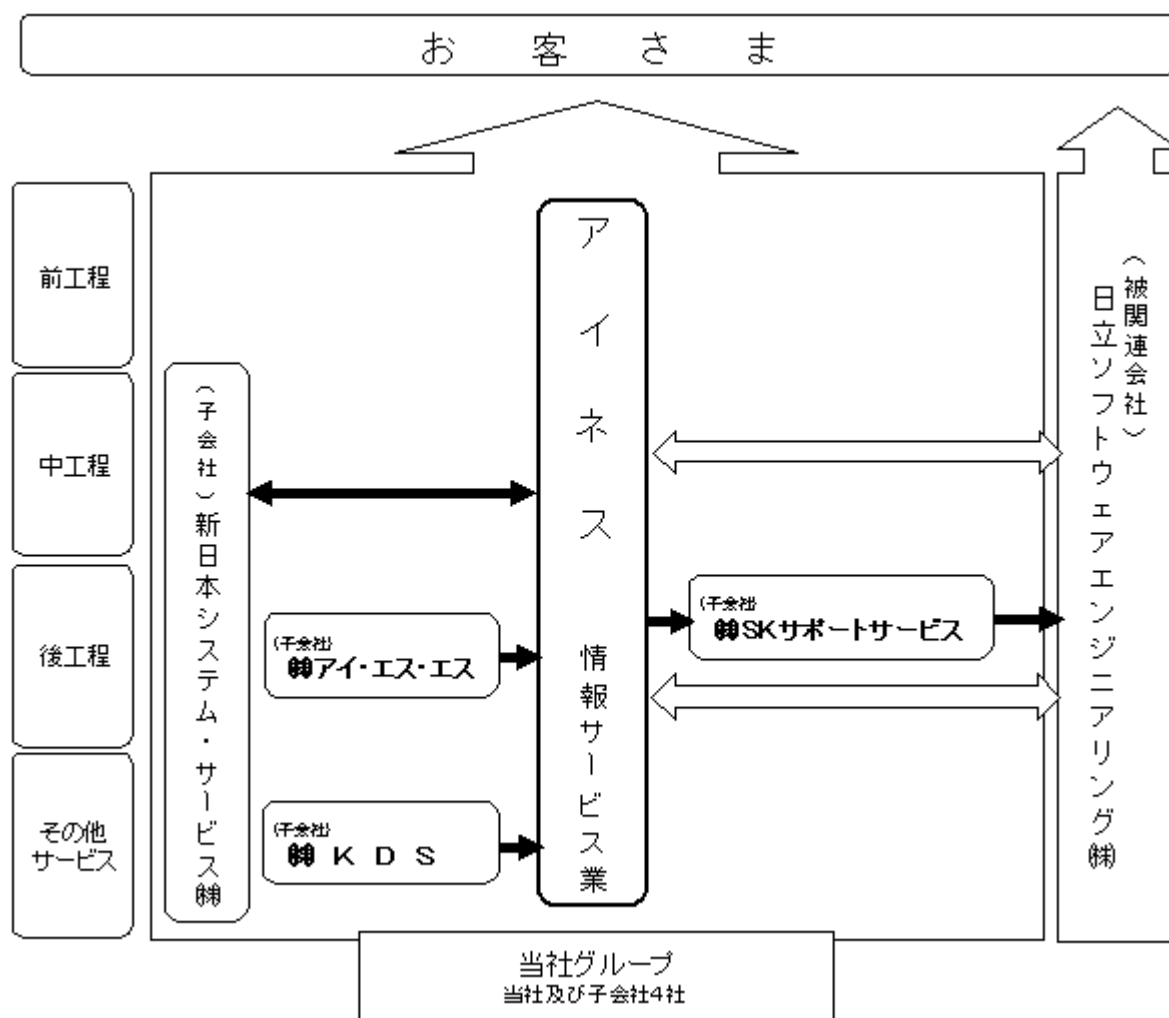
株式会社SKサポートサービスは、サーバハウジングを中心とした情報処理サービスを行っております。

新日本システム・サービス株式会社は、主に石油販売や物販などの民間企業向け情報処理サービスを行っております。あわせて、民間企業や公団体向けのソフトウェア開発業務ならびにパッケージソフトウェアの販売を行っております。

なお、当連結会計年度より事業部門別の区分をシステム工程別の新区分に変更しております（各区分の詳細については、「第2 事業の内容」の「1 業績等の概要」記載の用語解説をご参照ください）。

[事業系統図]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



(注) 連結子会社でありました株式会社INPMは、平成22年3月31日の同社臨時株主総会において解散を決議し、平成22年6月7日に清算手続きを結了しております。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
その他の関係会社 日立ソフトウェアエンジニアリング(株)	東京都品川区	34,182	ソフトウェア開発 情報処理機器の 販売	被所有 26.1	情報処理サービス・ ソフトウェア開発の 受託及び委託、 システム提供サービ スの受託及び委託 役員の兼任等……有
連結子会社 (株)アイ・エス・エス	川崎市高津区	200	情報処理サービス システム関連サー ビス 不動産管理	100.0	情報処理サービス 業務の委託 不動産管理業務の 委託 役員の兼任等……無
(株)KDS	東京都港区	300	人材派遣 データエントリー	100.0	データエントリー業 務の委託他 役員の兼任等……有
(株)SKサポート サービス	横浜市戸塚区	30	システム運用	100.0	役員の兼任等……無
新日本システム・ サービス(株)	大阪市福島区	60	システム運用 ソフトウェア開発	90.0	役員の兼任等……無
(株)INPM(注)	横浜市都筑区	60	地方自治体の業務 プロセスに関する 調査・研究ならび にコンサルティング 業務	83.3	コンサルティング 業務の委託 役員の兼任等……無

(注) 連結子会社でありました株式会社INPMは、平成22年3月31日の同社臨時株主総会において解散を決議し、平成22年6月7日に清算手続きを結了しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

事業の種類別セグメントを記載していないため事業部門別の従業員数を示すと次のとおりであります。

平成22年3月31日現在

事業部門の名称		従業員数(人)	
前工程	ITコンサル	14	
	要件定義	-	
中工程	システム開発	準委任	502
		一括	414
後工程	運用	487	
	システム保守	141	
その他サービス		89	
全社(共通)		215	
合計		1,861	

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、事業部門別に区分できない管理部門に所属しているものであります。

3. 当連結会計年度より事業部門別の区分をシステム工程別の新区分に変更しております(各区分の詳細については、「第2 事業の内容」の「1 業績等の概要」記載の用語解説をご参照ください)。

(2) 提出会社の状況

平成22年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
1,522	39.62	14.68	6,243,220

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 平均年齢、平均勤続年数及び平均年間給与には社外から当社への出向者は含んでおりません。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

提出会社の労働組合は平成4年7月1日に情報産業労働組合連合会に加盟し、平成22年3月31日現在における組合員数は1,183名であります。

なお、労使間の問題もなく、労働協約の定めるところに従い健全な労使関係を保っております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度（以下「当期」という。）におけるわが国経済は、世界的な金融不安を発端とする不況のなか、円高・デフレによる企業収益の悪化をはじめ、設備投資・個人消費の低迷など、景気の不透明感は払拭されないまま推移いたしました。

一方、情報サービス業界においては、企業のIT投資抑制が継続しており、新規投資の凍結や先送り、単価の見直し要請など事業環境は厳しい状況で推移しました。

このような市場環境のもと、当社グループは、3ヶ年の中期経営計画「innovation500 - 変革の3年 - 」の初年度として事業構造改革を推進いたしました。

この結果、当期の業績は、公共分野は好調に推移いたしましたが、厳しい経済環境を受けて、サービス業及び銀行・証券業等におけるシステム開発（準委任）が落ち込んだことから、売上高は、前期比22億34百万円減収（5.9%減）の357億11百万円となりました。

営業利益は、不採算案件の撲滅への取り組みや原価低減等により、前期比1億22百万円増益（6.9%増）の18億98百万円となりました。経常利益についても前期比1億21百万円増益（6.5%増）の19億92百万円となりました。当期純利益は、固定資産の除却等により3億74百万円を特別損失に計上したことが影響し、前期比1億74百万円減益（11.4%減）の13億55百万円となりました。

事業部門別の売上高は、次のとおりです。なお、当期より事業部門別の区分をシステム工程別の新区分に変更しております（各区分の詳細については、用語解説をご参照ください）。

前工程のITコンサル・要件定義は、前期比41百万円増収の2億93百万円となりました。

中工程のシステム開発は、前期比25億34百万円減収の156億18百万円となりました。システム開発（一括）は、前期に受注した地方自治体の大口案件の貢献等により堅調に推移いたしましたが、子会社の減収により減少となりました。システム開発（準委任）は、サービス業及び銀行・証券業等の事業が大幅に減少いたしました。

後工程につきましては、運用は子会社の減収により減少となりましたが、システム保守が増加し、前期比74百万円増収の158億65百万円となりました。

事業部門別売上高

(単位：百万円)

区分\期別		前連結会計年度() 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日		当連結会計年度 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日		対前年 増減率	
		金額	構成比	金額	構成比		
前工程	ITコンサル	21	0.0%	177	0.5%	723.4%	
	要件定義	231	0.6%	116	0.3%	49.5%	
中工程	システム 開発	準委任	9,204	24.3%	6,878	19.3%	25.3%
		一括	8,948	23.6%	8,740	24.5%	2.3%
後工程	運用	12,299	32.4%	12,094	33.9%	1.7%	
	システム保守	3,491	9.2%	3,771	10.5%	8.0%	
その他サービス		3,749	9.9%	3,933	11.0%	4.9%	
合計		37,946	100.0%	35,711	100.0%	5.9%	

当期より、従来運用に計上していた大口のアウトソーシング契約が業務毎の個別契約となったため、当期は契約毎の区分けとしております。比較のために、前期分も当期の区分けに従い、記載しております。

業種分野別売上高は、次のとおりです。

産業分野は、サービス業向けシステム開発（準委任）の減少等により、前期比15億91百万円減収の124億81百万円となりました。

金融分野は、証券業及び銀行業向けのシステム開発（準委任）が減少し、前期比13億19百万円減収の127億73百万円となりました。

公共分野は、地方自治体向けシステム開発（一括）の増加等により、前期比6億76百万円増収の104億56百万円となりました。

業種分野別売上高

(単位：百万円)

区分\期別	前連結会計年度 自平成20年4月1日 至平成21年3月31日		当連結会計年度 自平成21年4月1日 至平成22年3月31日		対前年 増減率
	金額	構成比	金額	構成比	
産業	14,073	37.1%	12,481	34.9%	11.3%
金融	14,093	37.1%	12,773	35.8%	9.4%
公共	9,779	25.8%	10,456	29.3%	6.9%
合計	37,946	100.0%	35,711	100.0%	5.9%

(2) キャッシュ・フロー

当期末における現金及び現金同等物は200億16百万円となり、前期末に比べ2億61百万円増加いたしました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により得られた資金は、売上債権の減少により、前期比25億59百万円減少の45億31百万円となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は、主に有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出等により、前期比21億25百万円増加の36億83百万円となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により使用した資金は、前期比7億8百万円減少の5億86百万円となりました。配当金の支払額は増加したものの、自己株式の取得による支出が大幅に減少したためです。

[用語解説]

(用語1) ITコンサル

一般的な用法とは異なり、当社が業務区分のために、使用する用語。
システムやソフトウェアの開発の上流工程においてお客様に対してコンサルを行う業務をいいます。

(用語2) 要件定義

一般的な用法とは異なり、当社が業務区分のために、使用する用語。
システムやソフトウェアの開発において、どのような機能が要求されていて、実装されるべきなのかを明確にしていく業務をいいます。当社とお客様の双方の協力により定義が行われ、その成果は「要件定義書」としてまとめられます。

(用語3) システム開発(準委任)

一般的な用法とは異なり、当社が業務区分のために、使用する用語。
システムやソフトウェアの開発において、実装(コーディング)やテスト、導入など、具体的なソフトウェアの構築・配備に関する工程において、その報酬形態が人月単価での契約となっている業務をいいます。

(用語4) システム開発(一括)

一般的な用法とは異なり、当社が業務区分のために、使用する用語。
システムの提供やソフトウェアの開発において、その契約形態が一括請負契約となっている業務やパッケージソフトウェアの販売業務をいいます。

(用語5) 運用

一般的な用法とは異なり、当社が業務区分のために、使用する用語。
お客様のシステムやソフトウェアについての運用管理業務をいいます。当社のデータセンターにてお客様のシステム全ての運用・管理を請負うアウトソーシングやハウジングサービス、情報処理サービスなど多岐に渡りますが当社が強みとする業務です。

(用語6) システム保守

一般的な用法とは異なり、当社が業務区分のために、使用する用語。
システム開発(一括)(用語5)業務を行い、納品後に行うそのシステムやソフトウェアについての保守業務をいいます。

(用語7) その他サービス

一般的な用法とは異なり、当社が業務区分のために、使用する用語。
情報機器の販売やデータ入力業務など上記業務に含まれない業務をいいます。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

事業の種類別セグメントを記載していないため当連結会計年度における事業部門別の生産実績を示すと、次のとおりであります。

システム工程	事業部門の名称		当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	前年同期比 (%)
前工程	ITコンサル(百万円)		180	840.6
	要件定義(百万円)		115	49.8
中工程	システム開発	準委任(百万円)	6,859	85.8
		一括(百万円)	8,223	93.4
後工程	運用(百万円)		12,096	89.5
	システム保守(百万円)		3,821	109.4
その他サービス(百万円)			3,935	100.8
合計(百万円)			35,232	92.8

(注) 1. 金額は売価換算によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

事業の種類別セグメントを記載していないため当連結会計年度における受注状況を示すと、次のとおりであります。

区分	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
システム開発	10,728	106.9	4,284	121.1

(注) 1. 上記の金額には、ITコンサルや要件定義に係る受注も含まれており、生産実績及び販売実績における事業部門の区分とは一致いたしません。

2. システム開発業務以外につきましては、継続業務が大半であり、サービス内容も多岐にわたり把握することが困難なため、システム開発業務についてのみ記載いたしました。

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

事業の種類別セグメントを記載していないため当連結会計年度における事業部門別の販売実績を示すと、次のとおりであります。

システム工程	事業部門の名称		当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	前年同期比 (%)
前工程	ITコンサル(百万円)		177	823.4
	要件定義(百万円)		116	50.5
中工程	システム開発	準委任(百万円)	6,878	74.7
		一括(百万円)	8,740	97.7
後工程	運用(百万円)		12,094	98.3
	システム保守(百万円)		3,771	108.0
その他サービス(百万円)			3,933	104.9
合計(百万円)			35,711	94.1

(注) 1. 前連結会計年度及び当連結会計年度における主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
ジブラルタ生命保険株式会社	4,242	11.2	3,659	10.2

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

高収益企業の確立に向けて、次の8つの課題に取り組んでまいります。

(1) 選択と集中

当社グループの強みを活かした選択的マーケティングの展開により、マーケット別のビジネスモデルを確立し営業基盤を強化いたします。

(2) 技術基盤と生産基盤の確立

市場の要求に応える先端技術に積極的に取り組み、当社グループの得意分野における技術・ノウハウを更に向上し、これを「見える化」することにより技術基盤を確立いたします。あわせて、受注判定、プロジェクト進捗管理及び品質管理の体制を強化し、生産基盤を確立いたします。

(3) グループ内外との連携による事業基盤の拡大

当社グループ企業間でのシナジー効果を追求するとともに、戦略パートナーの技術ノウハウを活用することで事業基盤を拡大いたします。

(4) 情報セキュリティの強化

情報セキュリティや個人情報保護のさらなる徹底を推進し、業界トップ水準の企業をめざし、情報セキュリティに

裏打ちされた当社グループのサービスに対するお客様の信頼を確保いたします。

(5) 活力ある組織構築と人材育成・活用

「仕事に厳しく、人に優しい職場づくり」に向け、社内でのコミュニケーションを活発化し活力ある組織体制を構築いたします。さらに、技術、プロジェクト管理、マネジメントなどの面で高収益企業を支えることができる人材育成とその機動的な活用を図ってまいります。

(6) 内部統制体制の構築

プロセスの見直し・標準化を推進し、信頼性、効率性の高いマネジメントシステムを構築し、「見える化」による経営の透明化を図り、企業価値の向上をめざしてまいります。

(7) CSRの推進

企業に求められる社会的責任を果たすために、環境保全活動や社会貢献活動などに取り組み、社会の発展に寄与してまいります。

(8) 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）について

基本方針の内容

当社は、情報システムの設計・開発からシステム稼働後の運用・保守までの一貫したソリューション・サービスを提供することを基本戦略と位置付け、当社独自の特色・強みを一層追求・発揮することで、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを図っております。

他方、近時、わが国の資本市場においては、新しい法制度の整備や企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しております。

もとより、当社は、当社株式について大規模買付行為がなされる場合、これが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う大規模買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の買付の行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社は、社会の諸活動を支えるサービスとして、地方自治体や金融機関などに向け、公共的なサービスの基盤となるインフラストラクチャーとしての情報システムを提供しております。このため、こうしたお客様との間で長期的な信頼関係・取引関係を確立し、安定的に長期的なサービスを提供できる開発・技術体制、人材体制、設備体制、管理体制、セキュリティ体制及び財務体制の実現を図ることが不可欠であり、もって、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくことに邁進しておりますが、これらが当社の株式の買付を行う者により十分に理解され、中長期的に確保され、向上させられなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

また、当社の企業価値の源泉である当社独自の特色・強みは、Web型の総合行政情報システムであるWebRings（用語）に代表される当社のノウハウ、経験の集積である各種ソフトウェアを、特定の業種・業態向けにパッケージまたはツールという形で商品化した「ソリューション・ソフト」をはじめとする各種ソフトウェア資産、ノウハウ、経験の集積である無形の資産にあります。したがって、外部者である買付者から買付の提案を受けた際に、株主の皆様が当社のこうした無形の経営資源の価値を正しく評価し、かかる経営資源に基づく将来の経営計画の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する事項等、様々な事項を適切に把握した上で、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を短期間で適切に判断することは、必ずしも容易ではありません。

こうした事情に鑑み、当社は、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、株主の皆様がかかる大規模買付行為に応じるべきか否かを判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止できる体制を平時において整えておくことが必要不可欠であると考えております。

基本方針の実現に資する特別な取組み

a. 企業価値向上のための取組み

当社グループは、平成20年度において、平成21年度から平成23年度までの3ヶ年にわたる中期経営計画を策定しております。

この中期経営計画では、当社の持続的成長の基礎を固め、当社を取り巻くすべてのステークホルダーの満足を図ること、及び、当社の強みを活かし新規事業・新規顧客の開拓に取り組むことを基本方針としております。また、この中期経営計画の達成のため、平成20年度から取り組んでいる事業構造改革を引き続き進めてまいるとともに、具体的には、以下の施策を実行することとしております。

まず、当社の強みである運用業務面では、平成21年度にマネージドセンターを開設し、また同時にネットワーク回線のI X化を図るなど、顧客サービスの充実と競争力のあるデータセンター業務を確立するとともに、一層の運用効率と運用品質の向上に努めております。システム開発業務面では、開発ツール導入により生産性と品質の向上を推進し、また、コアとなるパートナー企業の育成に注力するとともにオフショアの活用を進めてまいります。さらに、品質保証部門の充実を行い不調プロジェクトの撲滅を図ってまいります。

また、受注や売上げの拡大を図るため、当社グループとのシナジー効果を発揮できる戦略的なM & Aを実施し、また、営業人員を増強し、営業スペシャリストの育成にも努めてまいります。また、新規事業の創出に積極的に取り組み、新たな事業基盤を確立するとともに、複数のデータセンターを運営する強みを活かしたBCPビジネスの展開や、当社パッケージソフトウェアのN倍化戦略としてアライアンスの展開も行ってまいります。

その他、今後の当事業を担う人材の育成のため社員教育の充実を図り、今後の少子化社会の到来とオフショア業務の拡大を展望した女性社員や外国人の活用や管理職登用の早期化なども進めてまいります。

当社は、以上の具体的な施策を確実に実行していくことにより、当社の企業価値・株主共同の利益の更なる向上を図ることができるものと考えます。

b. コーポレート・ガバナンスの強化に対する取組み

当社は、企業価値・株主共同の利益の継続的な向上を図るため、以下のとおり、コーポレート・ガバナンスの基本方針を定めております。

- (a) 株主の権利・利益を守り、株主の平等性を保障するとともに、株主をはじめとするステークホルダーとの円滑な関係を構築することにより、会社の健全な経営を維持する。
- (b) 会社の財務状況、業績、所有状況やガバナンスを含む重要事項について、適時適切な情報開示を行うことにより、企業活動の透明性を確保する。
- (c) 取締役会・監査役（会）による経営の監視を充実させ、取締役会・監査役（会）の株主に対するアカウンタビリティを確保する。

また、当社は、当社経営陣の株主に対する経営責任を一層明確化するために取締役の任期を1年とするとともに、現在の取締役7名のうち1名を社外取締役としております。監査役についても、現在の監査役4名のうち3名を社外監査役としております。

このような役員体制のもと、上記のコーポレート・ガバナンスの基本方針に則り、毎月定例的に開催する取締役会には、社外取締役を含む取締役全員及び社外監査役を含む監査役全員が出席し、社外取締役及び監査役は、積極的かつ活発に質疑や意見陳述を行っております。

また、会社の業務執行は、取締役会で選任した執行役員が推進する体制としており、執行業務に関する重要事項は、執行役員により構成する経営会議を毎月定例的に開催し、経営計画・組織体制・財務状況・営業状況等について実務的な審議・検討等を行い迅速な経営の意思決定に寄与しております。なお、この経営会議にも監査役は出席しており経営陣による業務執行を十分に監視できるようにしております。

さらに、当社は、社長が直接指示する内部監査部門を設置して業務の適正化を図っており、また、当社会計監査人には適正な会計監査ができる環境を提供し、期中を通じて期末等に偏らない監査を受けております。なお、監査役は、内部監査部門及び会計監査人と十分な連携を図るとともに、毎月定例的に開催する監査役会において直接に業務執行部門から業務遂行状況を聴取するなど、業務執行について適切な監視を行っております。

一方、当社は、取締役の職務執行が法令・定款に適合することを確保し、当社業務の適正を確保するため、「内部統制システム体制構築に関わる基本方針」を平成18年5月25日開催の取締役会で決議しており、この基本方針では、会社法で定められた体制のほか、内部統制上必要と考えられる事項を網羅しております。さらに、毎事業年度末にはこれを検証し、必要に応じ見直しを行い、コーポレート・ガバナンスの強化を図っております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための
取組みの概要

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させることを目的として、平成18年6月23日開催の当社第44回定時株主総会決議により、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針（以下、「本基本方針」といいます。）を決定し、同日開催の当社取締役会決議により本基本方針に基づく具体的な対応策（以下、「本プラン」といいます。）を導入しており、平成21年6月24日開催の当社第47回定時株主総会決議及び同日開催の取締役会決議により、次のとおり一部変更のうえ更新しております。

a．本基本方針の概要

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、本プラン（概要は下記b．に記載のとおりです。）の導入を当社取締役会において決議し、本プランの内容を、金融商品取引所における適時開示、当社事業報告等の法定開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させることにより、当社株式に対する買付等を行う者が遵守すべき手続があることならびに当社が差別的行使条件及び取得条項付新株予約権の無償割当てを実施することがあり得ることを事前に警告することをもって、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（平時の買収防衛策）としております。

b．本プランの概要

当社株券等の保有者の保有割合が20%以上となる買付等を行う買付者等は、当該買付等の実行に先立ち、当社に対して、買付者等の詳細、買付等の目的、方法及び内容、買付価格の算定根拠、買付資金の裏付け、買付後の当社グループの経営方針、その他別途当社取締役会が定める情報及び当該買付者等が買付等に際して当社の手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面を、当社の定める書式により提出するものとしております。

当社取締役会は、当該書面を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供し、独立委員会がこれを必要情報として不十分と判断した場合には、買付者等は、独立委員会の求めに従い追加情報を提出するものとしております。

買付者等が上記の手続に従うことなく買付を行う等、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがあると認められる場合には、当社は、当社取締役会または当社株主総会の決議により、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の全ての株主に対して、その保有する株式1株につき本新株予約権2個を上限として、当社取締役会または当社株主総会の決議をもって別途定める割合で無償にて割当てます。

本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社社外取締役、当社社外監査役または社外の有識者で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

独立委員会は、買付者等及び当社取締役会から情報提供が充分になされたと認めた場合、最長60日間の検討期間（ただし、必要な範囲で最長60日間延長を行うことができます。）を設定し、買付等はこの検討期間が経過した後初めて実施され得るものとしております。なお、独立委員会は、当社の費用により、独立した第三者である専門家の助言を得ることができます。

独立委員会は、検討期間内において、買付者等及び当社取締役会から提供された情報・資料に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付等の内容の評価・検討等を行い、買付者等が上記の情報提供及び検討期間の確保その他当社の手続を遵守しなかった場合、または、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものである場合には、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当ての実施を勧告します。なお、独立委員会は、本新株予約権の無償割当てを実施することについて株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に対して、株主総会の招集、本新株予約権の無償割当てに関する議案の付議を勧告します。

独立委員会は、当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合、または上記勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が新株予約権の無償割当ての実施に該当しないと独立委員会が判断するに至った場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

本基本方針及び本プランの有効期間は、平成21年6月24日開催の当社第47回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされており、また、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会の決議によりこれを変更または廃止することが可能とされています。

なお、本基本方針及び本プランの詳細につきましては、当社ウェブサイト（ホームページ<http://www.ines.co.jp>）に掲載しております。

上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

a. 上記の基本方針の実現に資する特別な取組み（上記の取組み）について

上記に記載した企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化に対する取組みといった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、上記の基本方針の実現に資するものです。

したがって、これらの各施策は、上記の基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

b. 上記の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記の取組み）について

(a) 本基本方針が上記の基本方針に沿うものであること

本基本方針は、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、上記の基本方針に沿うものです。

(b) 上記の取組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由から、本基本方針は、上記の基本方針に照らして、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

ア 買収防衛策に関する指針の要件の充足

本基本方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（『企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則』）を充足しています。

イ 株主意思の重視

本基本方針は、上記のとおり当社第47回定時株主総会において承認可決されることにより決定されております。

また、本基本方針には有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会の決議によりこれを変更または廃止することが可能とされています。

また、本基本方針の有効期間内であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議により、本プランを廃止することも可能です。したがって、本基本方針及びこれに従って更新される本プランには、株主の皆様のご意向が十分に反映されることとなります。

ウ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本基本方針においては、本新株予約権の無償割当ての実施等の運用に関する実質的な判断は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している者のみから構成される独立委員会により行われることとされています。このように、独立委員会が、当社取締役会が恣意的に本新株予約権の無償割当ての実施を行うことのないよう厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されています。

なお、独立委員会の委員には、当社社外監査役から林 伴親及び角田 大憲の両氏が、また、社外の有識者として福原 紀彦氏がそれぞれ就任いたしております。

エ 合理的な客観的要件の設定

本基本方針においては、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ本新株予約権の無償割当ては実施されないものとしており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

オ 外部専門家の意見の取得

買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を受けることができるものとしております。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

カ 当社取締役の任期が1年であること

当社は、当社取締役の任期を1年としておりますので、本プランの有効期間中であっても、毎年の当社取締役の選任を通じて、本基本方針及び本プランについて、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となっております。

[用語解説]

(用語) WebRings (ウェブリングス)

当社が独自開発したウェブ型の総合行政システムの商標名で、電子自治体を実現するソリューションソフトをいいます。電子自治体に必要な業務を、業界に先駆け、すべてウェブコンピューティング技術で構築いたしました。電子行政へのスムーズな移行はもちろん、従前の汎用機(ホストコンピュータ)やクライアントサーバによる方式に比べ、柔軟性や経済性が飛躍的に向上しております。

4【事業等のリスク】

当社グループの経営成績、財政状態及び株価等に影響を及ぼす可能性のある主たるリスクには以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末において当社グループが判断したものであります。また、それぞれのリスクについて回避策を講じておりますが、予測されない事態が発生した場合には、業績に影響を与える可能性があります。

(1) 価格競争などの市場環境リスク

当社グループの属する情報サービス産業においては、顧客企業の情報化投資に対する費用対効果要求の高まり、中国、インド、ベトナム等の海外情報サービス企業の参入などにより価格競争の激化傾向が続いております。一方、ネットワーク、ハードウェア、基本ソフトウェアなど現在使用している技術基盤は、情報技術革新により常に陳腐化するリスクを内在しております。これらに対して予想を超える変化が起きた場合には、当社グループの業績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。このような事態を回避するため、業種業態を絞り込み顧客業務や業界のノウハウを蓄積することで、より付加価値の高いサービスの提供や常に技術革新動向を注視し質の高い技術者の育成に取り組んでおります。

(2) 開発サービス提供で不採算案件が生じるリスク

受注ソフトウェア開発及びソフトウェア製品開発などにおいて納期遅延や品質劣化が発生し、その回復費用により不採算案件が生じるリスクがあります。その発生原因としては、新規領域への参入、新規技術への取り組み、仕事と技術者スキルの不一致、開発物に対するお客様や開発者間での認識不一致、試験不足、ソフトウェア本来の性質のひとつである不完全性の存在などさまざまな要因があげられます。これらを回避するために当社では、見積り精度、プロジェクト進捗管理及び品質管理の体制を強化するため、技術部の充実を図るとともに出荷時の品質基準を含めた品質管理の向上のため品質保証部を独立させております。

(3) 運用サービス提供に支障が発生するリスク

アウトソーシングなど運用サービスにおいて、システムダウンや回線障害が発生し、お客様の事業が停止もしくは中断した場合、当社が損害賠償請求を受けるリスクや情報サービス企業として信用を失墜するリスクがあります。その発生原因としては、災害、ハードウェアの故障、OSやアプリケーションソフトウェアの不具合、運用ミス、停電や回線不通、ウィルスの侵入、ハッカーによる攻撃などさまざまな要因があげられます。これらを回避するために当社では、ITIL(用語1)に準拠した体制の整備を図り、バックアップ機能の充実・運用ツールの強化等の設備投資、運用管理の向上、技術者教育、BCP(用語2)の策定などに継続的に取り組んでおります。

(4) 情報漏洩のリスク

当社は、運用あるいは開発のためにお客様から個人情報や顧客情報を含んだ情報資産をお預かりする場合があります。それらの情報が漏洩した場合、お客様から損害賠償請求を受けるリスクや情報サービス企業として信用を失墜するリスクがあります。その発生原因としては、システム設計上または運用上のセキュリティ対策の不備、不正・犯罪、誤操作・過失、障害・災害などさまざまな要因があげられます。これらを回避するために当社では、ISMS(用語3)やプライバシーマーク(用語4)の認定取得とともに、ISMS(用語3)委員会、個人情報保護委員会を設置し責任体制を明確にし、設備、ルール、教育など総合的な対策を実施しております。

(5) 財務上のリスク

当社では、長期的な取引関係を維持するために、一部の取引先企業の株式を保有しております。また、余裕資金の安定運用のため金融商品を保有しております。これらの金融資産については、投資先企業の業績や市場環境により、資産価値が変動する場合があります。資産価値が下落した場合には、公正妥当とされる会計基準及び当社の規定する基準に

従い、相当額の減損による損失が発生するリスクがあります。金融資産の価格変動リスクに対しては、資産内容の見直し及び余裕資金の安定運用に努めてまいります。

[用語解説]

(用語1) ITIL (アイティル) : Information Technology Infrastructure Libraryの略

英国商務局が策定した、コンピュータシステムの運用・管理業務に関する体系的なガイドライン。ITサービス管理を実行する上での業務プロセスと手法を体系的に標準化しています。

(用語2) BCP (ビー・シー・ピー) : Business Continuity Planの略

企業が自然災害、大火災、パンデミック、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画です。

(用語3) ISMS (アイ・エス・エム・エス) : Information Security Management Systemの略

情報セキュリティ管理の国際標準に基づき作られた情報セキュリティマネジメントシステムの適合評価制度で経済産業省から公表されました。「情報処理サービス業情報システム安全対策実施事業所認定制度」に替わる新制度で、最新の技術革新に対応しています。

(用語4) プライバシーマーク

個人情報保護に関するJIS (JIS Q 15001:2006個人情報保護マネジメントシステム要求事項) 基準に適合し、個人情報の取り扱いを適切に行うための体制を整備しているかどうかを、財団法人日本情報処理開発協会と指定機関が審査・認定する制度です。

5【経営上の重要な契約等】

当連結会計年度中において、経営上の重要な契約等はありません。

6【研究開発活動】

当社グループは、急激な変化を続けている社会環境の中で、新たな社会ニーズを見据え、今後の事業の中心となる製品・サービスの研究開発及び長期的成長の基盤となる基礎的研究や新技術の研究に注力しております。なお、当連結会計年度の研究開発活動に要した研究開発費は75百万円であります。

(1) 今後の事業の中心となるソリューションサービス及びコアシステムの研究開発

社会、経済の構造が情報をベースとしたものに大きく変化し、今や情報は単なるデータではなく、経営上の重要な資産となりました。情報活用を前提とした新しいビジネスモデルや技術革新により実現・実用可能となる新サービスが続々と誕生しています。当社グループは、このような変化に対応すべく、今後の事業展開において中心となるソリューションサービス及びそのコアシステムを独自の視点で選択し、実用化に向けた研究及び開発を行っております。

・より付加価値の高い情報システムをめざして

ユビキタス社会の基盤ツールとして注目が急速に高まっているRFID (無線ICタグ) 技術の実装化に向け実証実験に取り組んでいます。具体的には、資材管理をベースにした実験システムを構築し、距離、移動、同時認識などの性能面での検証や書き換えによる循環利用などの運用面での検証などを行い、その実効性を研究いたしました。また、各事業部と連携を取りながら当社グループが構築・提供している多様な業種・業態向けの情報システムへの活用検討を実施しました。安全性や費用対効果などの課題はあるものの、従来の情報システムの付加価値を高める有望なインターフェースとして今後も研究を続けてまいります。

(2) 長期的成長の基盤となる基礎的研究及び新技術の研究

基礎的な研究や新技術の研究につきましては、長期的な視点を持って当社グループの成長の基盤となることを基本に、当社本社に設置した技術本部において実施しております。必要に応じて国内外の関連学会、研究機関との交流を行い、活発な研究活動を行っております。

・ソフトウェア再利用技術の研究

短期間で品質の高いシステム構築実現に向けてソフトウェア再利用技術の研究開発を継続的に行っております。特に、業務に依存しないシステム共通処理を再利用し易くする「フレームワーク技術」や、ビジネス処理をサービス部品として再利用するSOA (Service Oriented Architectureサービス指向アーキテクチャ) 技術の調査・研究を重点的に行っております。

・使いやすさや操作性を向上させる技術の研究

有用なシステムには、必要な「業務機能」と「性能」が備わっているのはもちろんのこと、「使いやすさ、操作性 (=ユーザビリティ)」も重要な要素です。ユーザビリティの向上と改善をめざし、システム開発への「人間中心設計プロセス (ISO13407標準)」の導入手順とユーザビリティの評価/分析手法の研究に取り組んでいます。例えば、Webアプリケーションの操作性を向上させる手法としてリッチ・クライアント技術の調査・研究も行っております。

・ビジネス情報の可視化の研究

広範なビジネスデータを多くの視点から視覚化し、その傾向や特徴を直感的に捉えるための支援技術を、BI (ビジネス

ス・インテリジェンス)のツールとして実用化する応用研究を行っております。また、業務システムに対して、ユーザーとの共通理解を深めるための業務プロセスなどのUMLによる視覚化についても実用を含め応用研究を行っております。この成果を応用技術・システムとしてソフトウェア特許の出願を行いました。また、ビジネス情報の可視化ツールは、「クレールスコープ」という名称で商標登録を行っております。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態

資産

当連結会計年度(以下「当期」という。)末の流動資産は、預け金は増加したものの、主に現金及び預金、受取手形及び売掛金の減少により、前期末に比べ2億40百万円減少し、307億29百万円となりました。固定資産は、主に無形固定資産のソフトウェアの増加により、前期末に比べ3億3百万円増加し297億80百万円となりました。

負債

流動負債は、買掛金及び未払費用の減少により、前期末に比べ8億33百万円減少し、50億61百万円となりました。固定負債は、前期末に比べ71百万円増加し、86億64百万円となりました。

純資産

純資産は、主に当期純利益の計上により、前期末に比べ8億24百万円増加し、467億84百万円となりました。

設備及びソフトウェア投資

当期においては、12億36百万円の設備投資を実施いたしました。主なものは、高津事業所のマネージドセンター設備、本社の宿泊施設付研修設備の整備等、事業構造改革の一環としての設備投資です。また、ソフトウェア資産については、地方自治体向けソフトウェアを中心に23億12百万円を投資いたしました。

(2) 経営成績

当社グループを取り巻く環境

当期におけるわが国経済は、世界的な金融不安を発端とする不況のなか、円高・デフレによる企業収益の悪化をはじめ、設備投資・個人消費の低迷など、景気の不透明感は払拭されないまま推移いたしました。

一方、情報サービス業界においては、企業のIT投資抑制が継続しており、新規投資の凍結や先送り、単価の見直し要請など事業環境は厳しい状況で推移しました。

売上高

このような市場環境のもと、当社グループは、3ヶ年の中期経営計画「innovation500 - 変革の3年 - 」の初年度として事業構造改革を推進いたしました。

この結果、当期の業績は、公共分野は好調に推移いたしましたが、厳しい経済環境を受けて、サービス業及び銀行・証券業等におけるシステム開発(準委任)が落ち込んだことから、売上高は、前期比22億34百万円減収の357億11百万円となりました。

売上原価

売上原価は、売上高の減少に伴い、前期に比べ30億86百万円減少し、285億80百万円となりました。不採算案件の撲滅への取り組みや原価低減等により、原価率は前期より改善し、80.0%となりました。

販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費は、前期に比べ7億28百万円増加し52億33百万円となりました。売上高販管費比率は14.7%と前期比2.8%の増加となりました。プロジェクト管理や見積精度の向上を担う技術部、製品の品質管理や出荷管理を担う品質保証部の機能をより強化したことや、本社の宿泊施設付研修設備の整備等が主な要因です。

なお、当期の研究開発費は75百万円となりました。具体的内容としては、ソフトウェア再利用技術や視覚化技術により統計データを分析・表示するソフトウェア(商品名:クレールスコープ)の実用化研究などに引き続き取り組んでおります。

営業利益

以上の結果、営業利益は18億98百万円と、前期に比較して1億22百万円の増加となりました。

経常利益

営業外損益には、受取利息など1億48百万円の収益と、支払利息など53百万円の費用を計上いたしました。この結果、経常利益は19億92百万円と、前期に比べ1億21百万円の増加となりました。

税金等調整前当期純利益

当期の特別利益で特筆すべきものはありません。一方、特別損失には固定資産除却損、たな卸資産処分損の他、連結子会社であった(株)シー・オー・シーの売却に伴う関係会社株式売却損など、3億74百万円を計上しました。この結果、税金等調整前当期純利益は前期比1億64百万円減の16億18百万円となりました。

当期純利益

以上の結果、当期純利益は前期に比べ1億74百万円減の13億55百万円となりました。

(3) キャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動により得られた資金は、売上債権の減少により、前期比25億59百万円減少の45億31百万円となりました。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動により使用した資金は、主に有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出等により、前期比21億25百万円増加の36億83百万円となりました。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動により使用した資金は、前期比7億8百万円減少の5億86百万円となりました。配当金の支払額は増加したものの、自己株式の取得による支出が大幅に減少したためです。

現金及び現金同等物の当期末残高

当期末における現金及び現金同等物は200億16百万円となり、前期末に比べ2億61百万円増加いたしました。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループにおける当連結会計年度の主なものは、高津事業所のマネージドセンター設備、本社の宿泊施設付研修設備の整備等事業構造改革の一環としての設備投資で、総額は12億36百万円であります。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は次のとおりであります。

(1) 提出会社

平成22年3月31日現在

事業所名 (所在地)	事業部門の名称	設備の内容	帳簿価額					従業員 数 (人)
			建物及び 構築物 (百万円)	工具、器具 及び備品 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	リース資産 (百万円)	合計 (百万円)	
赤坂本社 (東京都港区)	情報サービス・ 営業	生産設備・ その他設備	619	272	1,839 (1,231.62)		2,731	532
本社 (横浜市都筑区)	管理・情報サー ビス・研究	"	4,046	295	4,443 (9,809.27)	50	8,836	613
高津事業所 (川崎市高津区)	情報サービス	生産設備	1,441	319	1,608 (3,819.55)		3,368	158
幕張事業所 (千葉市美浜区)(注2)	情報サービス	生産設備・ その他設備	849	0	144 (524.11)		995	
関東データセンター (埼玉県越谷市)(注1)	"	生産設備	29	5	(-)		35	12
札幌支社 (札幌市中央区)(注1)	"	"	9	19	(-)		28	26
東北支社 (仙台市青葉区)(注1)	"	"	8	8	(-)		17	22
名古屋支社 (名古屋市市中村区)(注1)	"	"	6	14	(-)		21	49
静岡支店 (静岡市葵区)(注1)	"	"	1	0	(-)		2	7
大阪支社 (大阪市中央区)(注1)	"	"	20	43	(-)		64	59
広島支社 (広島市東区)(注1)	"	"	4	20	(-)		25	18
福岡支社 (福岡市中央区)(注1)	"	"	5	10	(-)		15	26
寮・社宅(5ヶ所) (川崎市宮前区 他)	福利厚生施設	その他設備	1,590	2	2,388 (3,521.49)		3,981	
保養所(2ヶ所) (福島県岩瀬郡天栄村他)		"	0		0 (434.33)		1	
保養所用地(清里) (山梨県北杜市高根町)					8 (18,283.89)		8	
保養所用地(嬬恋) (群馬県吾妻郡嬬恋村)					2 (496.00)		2	

(2) 国内子会社

平成22年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業部門の 名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
				建物及び 構築物 (百万円)	工具、器具 及び備品 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	リース 資産 (百万円)	合計 (百万円)	
(株)アイ・ エス・エス	本社 (川崎市高津区)	情報サービス・ 管理	生産設備・ その他設備	0	9	(-)	7	17	175
	幕張センター (千葉市美浜区)	情報サービス	生産設備・ その他設備	0	26	(-)		27	5
	寮 (横浜市都筑区)	福利厚生施設	その他設備	496		665 (1,629.00)		1,161	1
(株)K D S	本社 (東京都港区)(注1)	情報サービス・ 管理	生産設備・ その他設備	4	1	(-)		6	36
	高津事業所 (川崎市高津区)	情報サービス	生産設備	0	4	(-)		4	11
	関東事業所 (埼玉県越谷市)(注1)	"	"		0	(-)		0	3
	札幌支社 (札幌市中央区)(注1)	"	"	0	1	(-)		1	14
	東北支社 (仙台市青葉区)(注1)	"	"	0	0	(-)		0	5
	大阪支社 (大阪市中央区)(注1)	"	"	0	0	(-)		1	27
	福岡支社 (福岡市中央区)(注1)	"	"	0	0	(-)		0	3
(株)S K サポ ートサービス	本社 (横浜市戸塚区)(注1)	情報サービス・ 管理	生産設備・ その他設備	1	41	(-)	8	51	12
新日本シス テム・サー ビス(株)	本社 (大阪市福島区)(注1)	情報サービス	"	18	4	(-)	11	34	46
	四国営業所 (香川県高松市)(注1)	"	"		0	(-)		0	1
(株)I N P M	本社 (東京都港区)	"	"			(-)			

(注) 1. 連結会社以外の者から賃借により使用している事務所または事業所であります。

2. 建物の一部を連結会社以外の者に賃貸しております。

3. 上記の他、大型コンピュータ、パソコン等を、リースにより使用しております。リース料総額は20億31百万円
であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

特記すべき事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	175,477,400
計	175,477,400

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (平成22年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成22年6月25日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	48,000,000	48,000,000	㈱東京証券取引所 市場第一部	権利内容に何ら限定 のない当社における 標準となる株式 単元株式数 100株
計	48,000,000	48,000,000	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成22年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

平成17年6月23日決議に係るもの

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、下記のとおり、当社の取締役及び従業員に対し、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成17年6月23日の定時株主総会において特別決議されたものであります。当該制度の内容は次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	716	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	71,600	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	941(注1)	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年7月1日 至平成22年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株当たり発行価格 941 1株当たり資本組入額 471	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 各新株予約権の行使により発行または交付される株式1株当たりの払込金額(以下「払込金額」という。)は、新株予約権発行の日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行の日の取引の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ取引が成立した直近日の終値)を下回った場合は、その終値とする。

新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は、払込金額に新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（100 株とする）を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権または新株予約権が付された証券の行使により新株式を発行もしくは交付する場合を除く。）を行う場合、または時価を下回る価額で自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{既発行株式数} \\ - \text{自己株式数} \end{array} \right) + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\left(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数} \right) + \text{新規発行株式数}}$$

また、新株予約権発行後、当社が資本減少、会社分割または合併等のために、払込金額の調整を必要とする場合には、当社が適切と考える方法により払込金額の調整を行う。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の役員もしくは従業員、または子会社の役員もしくは従業員であることを要する。

会社都合により、上記の地位を失った者については、当該地位を失った後も 1 年間に限り、これを行使することができる。

新株予約権の譲渡、質入れ、相続その他の処分は認めない。

その他の権利行使の条件については、平成17年6月23日開催の当社第43回定時株主総会及びその後の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役及び従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3. 新株予約権の消却事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除き、新株予約権は無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、「新株予約権の行使の条件」に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

平成18年6月23日決議に係るもの

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	896	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	89,600	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	815(注1)	同左
新株予約権の行使期間	自平成19年8月1日 至平成23年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株当たり発行価格 815 1株当たり資本組入額 491	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に上記に定める新株予約権1個あたりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権の割当て後、当社が当社普通株式につき株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当て後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権または新株予約権が付された証券の行使により新株式を発行もしくは交付する場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{既発行株式数} \\ - \text{自己株式数} \end{array} \right) + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\left(\begin{array}{l} \text{既発行株式数} - \text{自己株式数} \end{array} \right) + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、当社が適切と考える方法により合理的な範囲内で行使価額の調整を行う。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の役員もしくは従業員、または子会社の役員もしくは従業員であることを要する。

会社都合により、上記の地位を失った者については、当該地位を失った後も1年間に限り、これを行行使することができる。

新株予約権の譲渡、質入れ、相続その他の処分は認めない。

その他の権利行使の条件については、平成18年6月23日開催の当社第44回定時株主総会及びその後の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役及び従業員との間で締結する「新株予約権割当て契約」に定めるところによる。

3. 当社による新株予約権の取得

当社の株主総会において、当社が消滅会社となる合併契約書の承認、または当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認、もしくは株式移転の承認がなされたときは、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除き、当社は無償で新株予約権を取得できる。

新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権を喪失した場合、または「新株予約権の行使の条件」に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できない場合、当社は無償で新株予約権を取得できる。

平成19年6月26日決議に係るもの

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,084	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	108,400	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	921(注1)	同左
新株予約権の行使期間	自平成20年8月1日 至平成24年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株当たり発行価格 921 1株当たり資本組入額 537	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

(注)1. 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じて得られる価額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が当該割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権の割当て後、当社が当社普通株式につき株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当て後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権または新株予約権が付された証券の行使により新株式を発行もしくは交付する場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の役員または従業員、あるいは子会社の役員または従業員であることを要する。

会社都合により、上記の地位を失った者については、当該地位を失った後も1年間に限り、これを行使することができる。

新株予約権の譲渡、質入れ、相続その他の処分は認めない。

その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役及び従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3. 当社による新株予約権の取得

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除き、当社は新株予約権を無償で取得し消却することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得し消却することができる。

4. 組織再編時の取扱い

合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、または株式移転等の組織再編（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）に際しては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たな新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨、当該組織再編時に締結する契約書または計画書等に定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案し、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

上記1で定められる行使価額につき組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

資本金の増加額は、「会社計算規則」第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、その結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

上記3に準じて決定する。

5. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成20年6月25日決議に係るもの

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,304	1,268
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	130,400	126,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	628(注1)	同左
新株予約権の行使期間	自平成21年8月1日 至平成25年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株当たり発行価格 628 1株当たり資本組入額 392	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

(注)1. 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じて得られる価額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が当該割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権の割当て後、当社が当社普通株式につき株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当て後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権または新株予約権が付された証券の行使により新株式を発行もしくは交付する場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{(既発行株式数 - 自己株式数)} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{(既発行株式数 - 自己株式数)} + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の役員または従業員、あるいは子会社の役員または従業員であることを要する。

会社都合により、上記の地位を失った者については、当該地位を失った後も1年間に限り、これを行使することができる。

新株予約権の譲渡、質入れ、相続その他の処分は認めない。

その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役及び従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3. 当社による新株予約権の取得

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除き、当社は新株予約権を無償で取得し消却することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得し消却することができる。

4. 組織再編時の取扱い

合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、または株式移転等の組織再編（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）に際しては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たな新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨、当該組織再編時に締結する契約書または計画書等に定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案し、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

上記1で定められる行使価額につき組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

資本金の増加額は、「会社計算規則」第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、その結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

上記3に準じて決定する。

5. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成21年7月22日決議に係るもの
会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	事業年度末現在 (平成22年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成22年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,539	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	153,900	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	822(注1)	同左
新株予約権の行使期間	自平成22年9月1日 至平成26年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	1株当たり発行価格 822 1株当たり資本組入額 535	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

(注)1. 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じて得られる価額とする。
行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が当該割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。
なお、新株予約権の割当て後、当社が当社普通株式につき株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当て後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権または新株予約権が付された証券の行使により新株式を発行もしくは交付する場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\left(\frac{\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}}{\text{既発行株式数} - \text{自己株式数} + \text{新規発行株式数}} \right) + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\left(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数} \right) + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の役員または従業員、あるいは子会社の役員または従業員であることを要する。

会社都合により、上記の地位を失った者については、当該地位を失った後も1年間に限り、これを行使することができる。

新株予約権の譲渡、質入れ、相続その他の処分は認めない。

その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役及び従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3. 当社による新株予約権の取得

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除き、当社は新株予約権を無償で取得し消却することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得し消却することができる。

4. 組織再編時の取扱い

合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、または株式移転等の組織再編（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）に際しては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たな新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨、当該組織再編時に締結する契約書または計画書等に定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案し、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

上記1で定められる行使価額につき組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

資本金の増加額は、「会社計算規則」第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、その結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

上記3に準じて決定する。

5. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

平成22年2月1日以後に開始する事業年度に係る有価証券報告書から適用されるため、記載事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成17年8月15日 (注1)	-	51,895,753	-	31,457	15,374	7,864
平成19年5月15日 (注2)	1,895,753	50,000,000	-	31,457	-	7,864
平成20年4月18日 (注2)	2,000,000	48,000,000	-	31,457	-	7,864

- (注) 1. 旧商法第289条第2項の規定に基づき、資本準備金を減少しております。
2. 自己株式の消却による減少であります。

(6) 【所有者別状況】

平成22年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	29	33	185	134	2	6,767	7,150	-
所有株式数 (単元)	-	93,242	8,715	114,495	81,191	7	181,162	478,812	118,800
所有株式数の 割合(%)	-	19.47	1.82	23.91	16.96	0.00	37.84	100	-

- (注) 1. 自己株式7,261,095株は「個人その他」に72,610単元及び「単元未満株式の状況」に95株含めて記載しております。
2. 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の中には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ3単元及び40株含まれております。

(7)【大株主の状況】

平成22年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社	東京都品川区東品川4丁目12-7	10,612	22.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	4,965	10.34
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11-3	2,579	5.37
アイネスグループ社員持株会	横浜市都筑区牛久保3丁目9-2	1,137	2.37
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー(常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区月島4丁目16-13)	936	1.95
資産管理サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランドトリトンスクエアオフィス タワーZ棟	802	1.67
シービーエヌワイデイエフエイインターナショナルキャップバリュポートフォリオ(常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	1299 OCEAN AVENUE, 11F, SANTA MONICA, CA 90401 USA (東京都品川区東品川2丁目3-14)	702	1.46
ノーザントラストカンパニー(エービーエフシー)(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WH ARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	547	1.14
アールビーシーデクシアインベスターサービスバンク(常任代理人 スタンダードチャータード銀行)	14, PORTE DE FRANCE, L-4360 ESCH-SUR-ALZETTE GRAND DUCHY OF LUXEMBOURG (東京都千代田区永田町2丁目11-1 山王パークタワー21階)	541	1.13
アールービーシーデクシアインベスターサービスズトラスト,ロンドンレンディングアカウント(常任代理人 スタンダードチャータード銀行)	71 QUEEN VICTORIA STREET, LONDON, EC4V 4DEUNITED KINGDOM (東京都千代田区永田町2丁目11-1 山王パークタワー21階)	523	1.09
計	-	23,347	48.64

(注) 1. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式4,965千株、日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式2,579千株、ステートストリートバンクアンドトラストカンパニーの所有株式936千株、資産管理サービス信託銀行株式会社の所有株式802千株、シービーエヌワイデイエフエイインターナショナルキャップバリュポートフォリオの所有株式702千株、ノーザントラストカンパニー(エービーエフシー)の所有株式547千株、アールビーシーデクシアインベスターサービスバンクの所有株式541千株及びアールービーシーデクシアインベスターサービスズトラスト,ロンドンレンディングアカウントの所有株式523千株は、すべて信託業務に係る株式であります。

2. 上記のほか、自己株式が7,261千株あります。

3. 大和住銀投信投資顧問株式会社から、平成22年3月4日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成22年2月26日現在で1,831千株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大和住銀投信投資顧問株式会社の大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

大量保有者 大和住銀投信投資顧問株式会社
住所 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
保有株券等の数 株式 1,831,900株
株券等保有割合 3.82%

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 7,261,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 40,620,200	406,202	-
単元未満株式	普通株式 118,800	-	-
発行済株式総数	48,000,000	-	-
総株主の議決権	-	406,202	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式300株が含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数3個が含まれております。

【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社アイネス	横浜市都筑区牛久保3丁目9番2号	7,261,000	-	7,261,000	15.13
計	-	7,261,000	-	7,261,000	15.13

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法及び会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下の通りであります。

平成17年6月23日定時株主総会決議

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、下記のとおり、当社の取締役及び従業員に対し、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを平成17年6月23日の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は次のとおりであります。

決議年月日	平成17年6月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 7 従業員 134
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注1)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 各新株予約権の行使により発行または交付される株式1株当たりの払込金額(以下「払込金額」という。)は、新株予約権発行の日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行の日の取引の終値(取引が成立しない場合は、それに先立つ取引が成立した直近日の終値)を下回った場合は、その終値とする。

新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額は、払込金額に新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(100株とする)を乗じた金額とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権または新株予約権が付された証券の行使により新株式を発行もしくは交付する場合を除く。)を行う場合、または時価を下回る価額で自己株式を処分する場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\begin{matrix} \text{(既発行株式数} \\ \text{- 自己株式数)} \end{matrix} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\begin{matrix} \text{(既発行株式数} \\ \text{- 自己株式数)} \end{matrix} + \text{新規発行株式数}}$$

また、新株予約権発行後、当社が資本減少、会社分割または合併等のために、払込金額の調整を必要とする場合には、当社が適切と考える方法により払込金額の調整を行う。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の役員もしくは従業員、または子会社の役員もしくは従業員であることを要する。

会社都合により、上記の地位を失った者については、当該地位を失った後も1年間に限り、これを行使することができる。

新株予約権の譲渡、質入れ、相続その他の処分は認めない。

その他の権利行使の条件については、平成17年6月23日開催の当社第43回定時株主総会及びその後の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役及び従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3. 新株予約権の消却事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除き、新株予約権は無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、「新株予約権の行使の条件」に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

平成18年6月23日取締役会決議に係るもの

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成18年6月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 8 従業員 176
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注1)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に上記に定める新株予約権1個あたりの目的となる株式の数に乗じた金額とする。

なお、新株予約権の割当て後、当社が当社普通株式につき株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当て後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権または新株予約権が付された証券の行使により新株式を発行もしくは交付する場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{既発行株式数} \\ - \text{自己株式数} \end{array} \right) + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\left(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数} \right) + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、当社が適切と考える方法により合理的な範囲内で行使価額の調整を行う。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の役員もしくは従業員、または子会社の役員もしくは従業員であることを要する。

会社都合により、上記の地位を失った者については、当該地位を失った後も1年間に限り、これを行使することができる。

新株予約権の譲渡、質入れ、相続その他の処分は認めない。

その他の権利行使の条件については、平成18年6月23日開催の当社第44回定時株主総会及びその後の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役及び従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3. 当社による新株予約権の取得

当社の株主総会において、当社が消滅会社となる合併契約書の承認、または当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認、もしくは株式移転の承認がなされたときは、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除き、当社は無償で新株予約権を取得できる。

新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権を喪失した場合、または「新株予約権の行使の条件」に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できない場合、当社は無償で新株予約権を取得できる。

平成19年6月26日取締役会決議に係るもの

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成19年6月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 10 従業員 218
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注1)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みにに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注)1. 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)を対象株式数を乗じて得られる価額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が当該割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。

なお、新株予約権の割当て後、当社が当社普通株式につき株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当て後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権または新株予約権が付された証券の行使により新株式を発行もしくは交付する場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\left(\begin{array}{l} \text{既発行株式数} \\ - \text{自己株式数} \end{array} \right) + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\left(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数} \right) + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の役員または従業員、あるいは子会社の役員または従業員であることを要する。

会社都合により、上記の地位を失った者については、当該地位を失った後も1年間に限り、これを行使することができる。

新株予約権の譲渡、質入れ、相続その他の処分は認めない。

その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役及び従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3. 当社による新株予約権の取得

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除き、当社は新株予約権を無償で取得し消却することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得し消却することができる。

4. 組織再編時の取扱い

合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、または株式移転等の組織再編（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）に際しては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たな新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨、当該組織再編時に締結する契約書または計画書等に定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案し、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

上記1で定められる行使価額につき組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

資本金の増加額は、「会社計算規則」第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、その結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

上記3に準じて決定する。

5. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成20年6月25日取締役会決議に係るもの
会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成20年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 6 執行役員 5 従業員 238
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注1)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注)1. 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じて得られる価額とする。
行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が当該割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。
なお、新株予約権の割当て後、当社が当社普通株式につき株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当て後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権または新株予約権が付された証券の行使により新株式を発行もしくは交付する場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の役員または従業員、あるいは子会社の役員または従業員であることを要する。

会社都合により、上記の地位を失った者については、当該地位を失った後も1年間に限り、これを行使することができる。

新株予約権の譲渡、質入れ、相続その他の処分は認めない。

その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役及び従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3. 当社による新株予約権の取得

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、存続会社または当社の完全親会社が新株予約

権に係る義務を承継するときを除き、当社は新株予約権を無償で取得し消却することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得し消却することができる。

4．組織再編時の取扱い

合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、または株式移転等の組織再編（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）に際しては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たな新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨、当該組織再編時に締結する契約書または計画書等に定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案し、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

上記1で定められる行使価額につき組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

資本金の増加額は、「会社計算規則」第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、その結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

上記3に準じて決定する。

5．新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

平成21年7月22日取締役会決議に係るもの
会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成21年7月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 6 執行役員 4 従業員 265
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数(株)	同上
新株予約権の行使時の払込金額(円)	同上(注1)
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注)1. 新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じて得られる価額とする。
行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」という。)の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が当該割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、当該終値とする。
なお、新株予約権の割当て後、当社が当社普通株式につき株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当て後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権または新株予約権が付された証券の行使により新株式を発行もしくは交付する場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{(既発行株式数 - 自己株式数)} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{(既発行株式数 - 自己株式数)} + \text{新規発行株式数}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

2. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の役員または従業員、あるいは子会社の役員または従業員であることを要する。

会社都合により、上記の地位を失った者については、当該地位を失った後も1年間に限り、これを行使することができる。

新株予約権の譲渡、質入れ、相続その他の処分は認めない。

その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた取締役及び従業員との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3. 当社による新株予約権の取得

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、存続会社または当社の完全親会社が新株予約権に係る義務を承継するときを除き、当社は新株予約権を無償で取得し消却することができる。

新株予約権者が権利行使する前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得し消却することができる。

4. 組織再編時の取扱い

合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換、または株式移転等の組織再編（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）に際しては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たな新株予約権を発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨、当該組織再編時に締結する契約書または計画書等に定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案し、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」及び「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

上記1で定められる行使価額につき組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込価額に、上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

資本金の増加額は、「会社計算規則」第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、その結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

上記3に準じて決定する。

5. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	2,740	1,799,511
当期間における取得自己株式	238	171,784

(注) 当期間における取得自己株式には、平成22年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(注1)	6	4,491	3,600	2,695,185
保有自己株式数	7,261,095	-	7,257,733	-

(注) 1. 当事業年度の内訳は、単元未満株式の売渡請求による売渡であります。また、当期間は、新株予約権の権利行使であります。

2. 当期間における処理自己株式数には、平成22年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡による株式は含まれておりません。

3. 当期間における保有自己株式数には、平成22年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、収益力向上に向けて企業体質の強化を図りながら、株主の皆さまへの利益還元を充実させていくことが経営の重要課題であると考えております。利益配当につきましては、急速な市場の変化に対応するため財務基盤の充実を勘案しつつ、安定的な成果配分をおこなうことを基本としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本としております。中間配当については、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。よって、配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の利益配当につきましては、業績状況を勘案し、1株当たり12円の配当(うち中間配当6円)、配当総額4億88百万円を実施することを決定しました。配当性向は連結で36.1%、個別で41.4%となりました。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成21年10月23日 取締役会決議	244	6.00
平成22年6月25日 定時株主総会決議	244	6.00

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第44期	第45期	第46期	第47期	第48期
決算年月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月
最高(円)	1,071	913	939	634	848
最低(円)	731	672	407	253	480

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成21年10月	平成21年11月	平成21年12月	平成22年1月	平成22年2月	平成22年3月
最高(円)	839	729	808	737	690	698
最低(円)	665	611	704	671	614	626

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

5【役員状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
代表取締役	社長	五十嵐 泰彦	昭和21年6月13日生	昭和45年4月 吉沢ビジネスマシズ株式会社入社 昭和46年4月 株式会社日立製作所入社 平成12年1月 同社社会情報システム事業部長 平成13年8月 同社公共システム営業統括本部統括 本部長 平成15年4月 日立ソフトウェアエンジニアリング 株式会社入社、営業本部長 平成15年6月 同社執行役常務営業本部長 平成17年4月 同社執行役専務 平成20年4月 当社顧問 平成20年6月 当社代表取締役社長(現任)	(注)3	270
取締役	常務執行役員	林 義裕	昭和24年7月25日生	昭和47年4月 株式会社日立製作所入社 平成13年4月 同社公共システム事業部全国公共シ ステム本部長 平成15年4月 日立ソフトウェアエンジニアリング 株式会社入社、公共社会システム事 業部次長 平成18年4月 同社公共社会システム事業部次長兼 第1公共システム本部長 平成19年4月 当社入社、支社統括本部長 平成19年6月 当社常務取締役 平成20年6月 当社取締役常務執行役員(現任)	(注)3	70
取締役	常務執行役員	花里 章仁	昭和25年3月2日生	昭和45年11月 当社入社 平成4年4月 当社東北支社長 平成11年3月 当社アプリケーション開発本部第四 システム部長 平成13年8月 当社生保システム本部開発部長 平成15年4月 当社生保システム本部副本部長 平成15年6月 当社金融システム本部長 平成17年6月 当社取締役金融システム本部長 平成19年6月 当社常務取締役 平成20年6月 当社取締役常務執行役員(現任) 平成21年5月 株式会社KDS取締役(現任)	(注)3	120

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
取締役	常務執行役員	田上 賢三	昭和25年3月28日生	昭和49年4月 日魯漁業株式会社(現 株式会社マ ルハニチコ食品)入社 平成2年11月 株式会社北海道拓殖銀行入行 平成10年3月 当社入社 平成11年4月 当社総務部部長 平成13年7月 当社総務本部総務部長 平成16年4月 当社管理本部長 平成17年6月 当社取締役管理本部長 平成20年6月 当社取締役執行役員管理本部長 平成20年10月 当社取締役常務執行役員(現任)	(注)3	77
取締役	常務執行役員 金融システム 事業部長	保垣 宏	昭和27年11月24日生	昭和52年4月 株式会社東京銀行(現 株式会社三 菱東京UFJ銀行)入行 平成16年5月 同社グローバル情報企画室長 平成18年1月 同行国際事務情報システム部長 平成18年11月 当社入社、金融システム本部副本部 長 平成19年6月 当社取締役金融システム本部長 平成20年6月 当社執行役員金融システム本部長 平成20年10月 当社執行役員金融システム事業部長 平成21年6月 当社取締役執行役員金融システム事 業部長 平成21年10月 当社取締役常務執行役員金融システ ム事業部長(現任)	(注)3	58
取締役	執行役員 公共システム 事業部長	中村 光宏	昭和26年10月9日生	昭和51年4月 第一火災海上保険相互会社入社 平成11年4月 同社情報システム部長 第一火災コンピュータサービス株式 会社取締役 平成13年4月 当社入社 情報システム本部桜台センター部長 平成15年4月 当社アプリケーションシステム本部 損保システム部長 平成19年4月 当社金融システム本部副本部長 平成19年6月 当社損保システム本部長 平成20年10月 当社執行役員公共システム事業部長 平成22年6月 当社取締役執行役員公共システム事 業部長(現任)	(注)3	45
取締役		佐藤 純一郎	昭和23年10月29日生	昭和48年4月 日立ソフトウェアエンジニアリング 株式会社入社 平成7年5月 同社システム事業部金融システム本 部第2銀行システム部長 平成16年10月 同社金融システム事業部副事業部長 平成17年4月 同社執行役員金融システム事業部副事 業部長 平成19年4月 同社執行役員金融システム事業部長 平成21年4月 同社執行役員常務 平成22年4月 同社取締役兼専務執行役員(現任) 平成22年6月 当社取締役(現任)	(注)3	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (百株)
常勤監査役		田所 正夫	昭和24年12月17日生	昭和47年4月 株式会社三菱銀行(現 株式会社三菱東京UFJ銀行) 入行 平成10年1月 同行東京事務センター所長 平成12年6月 当社顧問 平成12年6月 当社取締役 平成12年11月 当社取締役第一金融システム本部長 平成13年3月 当社取締役金融システム本部長 平成15年6月 当社取締役管理本部長 平成17年6月 当社常務取締役 平成19年6月 当社常勤監査役(現任)	(注)4	140
常勤監査役		林 伴親	昭和22年6月13日生	昭和47年4月 大和証券株式会社(現 株式会社大和証券グループ本社) 入社 平成11年2月 同社事業法人資金運用部長 平成11年4月 大和証券S Bキャピタル・マーケティング株式会社(現 大和証券キャピタル・マーケティング株式会社) 事業法人資金運用部長 平成12年6月 エヌ・アイ・エフベンチャーズ株式会社(現 大和S M B Cキャピタル株式会社) 執行役員 平成17年4月 同社上席参事 平成18年4月 同社理事 平成19年6月 当社常勤監査役(現任)	(注)4	20
監査役		角田 大憲	昭和42年1月29日生	平成3年10月 司法試験合格 平成6年4月 東京弁護士会登録、森綜合法律事務所(現 森・濱田松本法律事務所) 所属 平成13年1月 同事務所パートナー 平成15年3月 中村・角田法律事務所(現 中村・角田・松本法律事務所) 参画、パートナー(現任) 平成17年6月 当社監査役(現任)	(注)5	-
監査役		清水 徹	昭和23年6月15日生	昭和47年4月 株式会社日立製作所入社 平成7年6月 同社電子デバイス事業部経理部長 平成13年4月 日立アジアL T D 出向 平成15年4月 同社電力・電機グループ財務本部長 平成17年4月 日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社執行役経理部長 平成17年10月 同社執行役財務本部長兼コンプライアンス本部副本部長 平成18年6月 当社監査役(現任) 平成19年4月 日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社執行役常務 平成22年4月 同社取締役兼専務執行役員(現任)	(注)4	-
計						800

(注)1. 取締役のうち、佐藤 純一郎は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 監査役のうち、林 伴親、角田 大憲及び清水 徹の3名は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 平成22年6月25日開催の定時株主総会終結の時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで

4. 平成19年6月26日開催の定時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで

5.平成21年6月24日開催の定時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時まで

6.当社は、執行役員制度を導入しており、執行役員は、社長 五十嵐 泰彦、常務執行役員 林 義裕、同 花里 章仁、同 田上 賢三、同 保垣 宏（金融システム事業部長）、執行役員 中村 光宏（公共システム事業部長）、同 井ノ上 詔一郎（産業システム事業部長）、同 荒川 忠（技術本部長）、同 仙波 隆人（財務本部長）、同 楠原 正光（営業統括本部長兼産業システム事業部産業営業本部長）、同 佐々木 建四郎（運用統括本部長兼アウトソーシング本部長）の合計11名で構成しております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

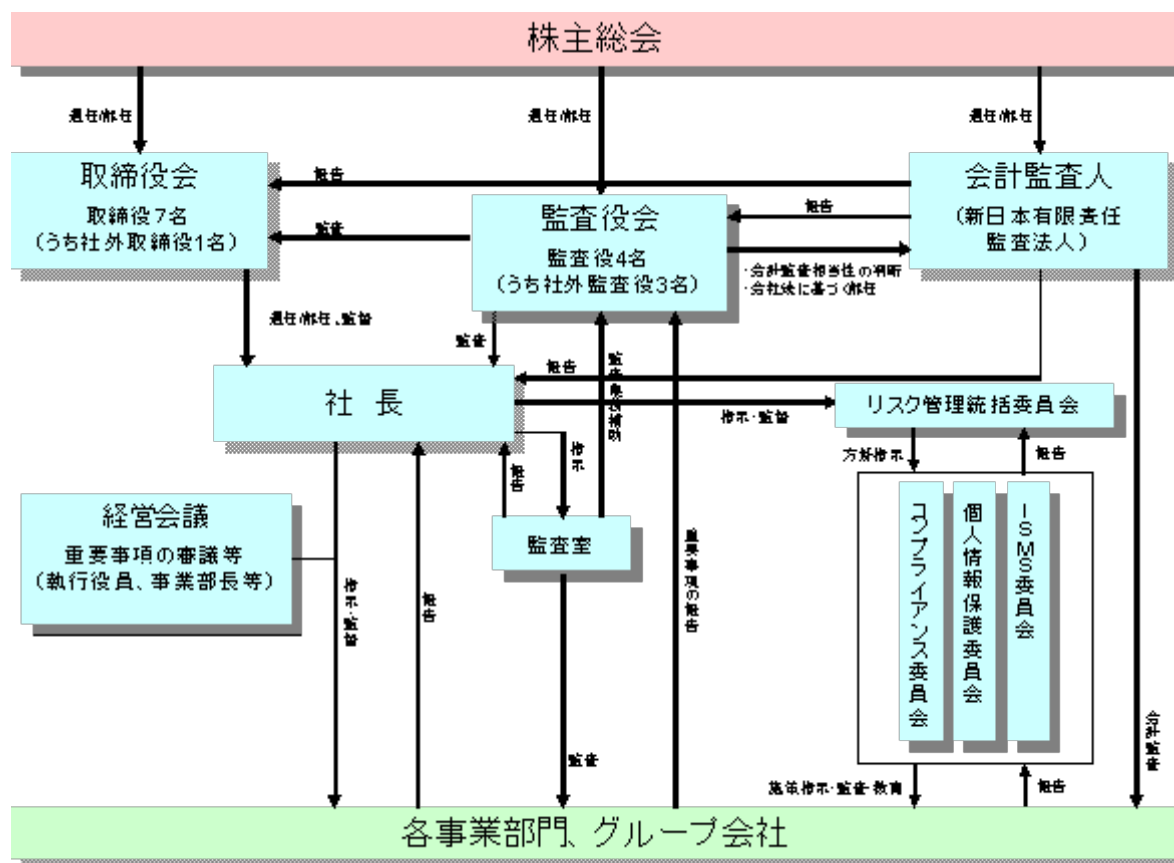
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレートガバナンスは、企業価値の継続的向上を目的に、以下をもって基本方針といたします。

- 1.株主の権利・利益を守り、株主の平等性を保障するとともに、株主をはじめとするステークホルダーとの円滑な関係を構築することにより、会社の健全な経営を維持する。
- 2.会社の財務状況、業績、所有状況やガバナンスを含む重要事項について、適時適切な情報開示を行うことによって、企業活動の透明性を確保する。
- 3.取締役会・監査役(会)による経営の監視を充実させ、取締役会・監査役(会)の株主に対するアカウンタビリティを確保する。

企業統治の体制

有価証券報告書提出日現在における当社の業務執行・監視及び内部統制の仕組みは以下のとおりです。



当社の顧問弁護士は、森・濱田松本法律事務所に依頼しており、必要に応じて法的なアドバイスをいただいております。

1. 現状の組織形態とそれを採用している理由

(1) 当社は監査役設置会社を採用しております。当社が事業展開している企業、自治体向けシステム構築や情報処理サービス業界は、最近ではクラウドコンピューティング等に代表されるように技術や市場変化の激しい業界であります。このような環境では、業界や市場、技術などに関する確かな判断のできる経営陣による意思決定が不可欠であります。また、当社の場合は事業領域という面で比較的限定されており、組織構造も複雑化していないため、執行役に執行権限を集中する委員会設置型よりは、業界や市場、技術動向等に精通した取締役が、いわば合議制によって経営上の重要な意思決定と業務執行の監督を行い、これを監査役が独立的立場から客観的に監視する監査役設置会社の方が組織形態として妥当と判断しております。

(2) 当社は、有価証券報告書提出日現在、監査役4名選出しておりますが、うち3名が社外監査役であり、それぞれ金融、企業法務、財務会計分野の専門家を選任し、監査の実効性と専門性を確保しております。

(3) 業務執行体制について

業務執行につきましては、適正な権限配分と取締役会・監査役の監視・監督の下で、スピーディかつ確かな業務執行を可能とすべく執行役員制度を設けております。

(4) 取締役会の運営状況について

当社の取締役会は、有価証券報告書提出日現在、社外取締役1名を含む7名で構成され、毎月1回定例開催しております。取締役会には、社外を含む監査役4名全員が出席し、積極的かつ活発な意見陳述を行っており、監査役の業務監査権限が適正に機能する運営体制となっております。

(5) 経営会議について

当社は、会社の業務執行に関する重要事項については、個別経営課題の審議の場として、取締役、執行役員、常勤監査役、事業部長等により構成される経営会議を毎月1回定例開催しております。ここでは、経営計画、組織体制、財務状況、営業状況等の実務的な検討が行われ、迅速な経営の遂行に寄与しております。

2. 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

(1) 当社は、平成18年5月25日開催の取締役会決議により定めた「内部統制システム体制構築に関わる基本方針」に基づき、当社の内部統制システム体制等につき継続的に整備するとともに毎期実施状況を確認しており、その確認の結果、平成21年3月27日開催の取締役会決議により以下の基本方針に改定しております。なお、平成22年3月25日開催の取締役会においても、その整備状況を確認いたしました。

取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. アイネス行動規範を遵守し、取締役、執行役員及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすべきことを周知徹底する。
2. 監査室等による内部監査を網羅的かつ継続的に実施し、取締役、執行役員及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保する。
3. 取締役または執行役員を委員長とするコンプライアンス委員会の決定する方針に基づき、法令及び定款に適合した社内ルールを構築し、コンプライアンスに関わる教育指導を徹底することにより、取締役、執行役員及び使用人の遵法精神の向上を図る。
4. 内部通報規程に則り、使用人が社内法令及び定款に反する行為を発見したとき、内部通報を容易に行える環境の整備改善を図る。
5. 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断する体制を整備し、不当な要求があった場合でも毅然としてこれを拒絶する。

取締役等の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1. 取締役及び執行役員は、職務執行上の意思決定に関わる記録及び決裁文書を、文書管理規程及びその他社内規程・基準等に従い、適切に保存管理する。
2. 上記の記録及び文書について、取締役、執行役員または監査役から要求があった場合は、迅速に閲覧に供するものとする。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1. 取締役会及び経営会議等の会議体において、取締役、執行役員及び使用人から定期的または随時に実施される業務執行状況の報告等を通じ、新たに生じたリスクへの対応のために、必要な場合、社長はこれを全社に示達するとともに、速やかに対応責任者となる取締役または執行役員を定める。
2. 社長を委員長とするリスク管理統括委員会がリスク管理全般を統括し、その下部組織としてのコンプライアンス委員会、個人情報保護委員会、I S M S 委員会は、それぞれの担当リスク分野における規程・マニュアル等の整備、教育指導、内部監査を実施する。

- 3.危機管理上の有事発生の際には、リスク管理統括委員会の指揮命令のもと、各委員会もしくは新たに設置する対策チームが、この対応にあたる。

財務報告の信頼性を確保するための体制

- 1.当社グループ全体の財務報告の信頼性を確保する内部統制システムの適正かつ適切な運営を図るため、取締役または執行役員を委員長とする業務構造改革委員会がその維持・改善の継続を推進する。
- 2.財務報告の信頼性を確保するため、社内のモニタリングを実施するとともに、その有効性を定期的に評価する。改善が必要な事項が発見された場合、業務構造改革委員会における検討を経て、すみやかにこれの改善を図る。
- 3.社長、取締役、執行役員、および監査役が内部統制に関する重要な情報を共有するため、業務構造改革委員会は社長、取締役会、監査役会、および経営会議に対し、必要に応じて次の内部統制に関する重要な情報を報告する。
 - a. 内部統制の不備・欠陥に関する情報
 - b. リスクの再評価の結果、変化したリスクに関する情報
 - c. 外部からの内部統制に関する情報

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1.中期経営計画を定め、中期的経営目標を明らかにし、年度予算の策定により、執行役員の業績目標と評価基準を明確にするとともに、これに基づき業績管理を適切に行うことで、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保する。
- 2.会社の経営に影響を及ぼす重要事項については、適正な意思決定を行うため、経営会議等の会議体における協議を実施する。

当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1.年4回以上開催する子会社からの報告会及びその他子会社からの適宜の報告を通じ、各子会社の経営状況を把握するとともに、関係会社管理規程に基づき、子会社に対し必要な管理を行う。
- 2.主要な子会社には、当社の取締役、執行役員または使用人を、子会社の取締役または監査役として派遣し、当社の基準に基づく業務の適正化を行う。
- 3.子会社は、リスク管理統括委員会に属する各委員会に参加し、独自に任命する委員の活動を通して、リスク管理体制を構築し、業務の適正を確保する。

監査役職務を補助すべき使用人に関する事項

- 1.監査室に属する使用人は、監査役への求めがある場合、その指示に従い監査役職務を補助する。
- 2.監査室長は、当該補助業務を統括し、その円滑な遂行を図る。

監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

- 1.監査役職務の補助にあたる使用人は、監査役への指示に基づく職務に関して、取締役の指揮命令から独立してこれを遂行する。
- 2.監査役職務の補助にあたる使用人の人事異動及び評価については監査役の同意を要する。

取締役等及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 1.取締役、執行役員及び使用人は、以下の事項について、監査役会に対し報告を行わなければならない。
 - a. 経営状況に関わる重要な事項
 - b. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - c. 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - d. コンプライアンス上重要な事項
 - e. 当社の内部統制システム構築に関わる活動状況
 - f. その他、監査役会で定める事項
- 2.監査役は、その判断に基づき、取締役、執行役員及び使用人から、業務の執行状況を直接聴取する。

その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

1. 監査役と会計監査人は、定期的に意見交換の場を設ける。
2. 監査役は、必要に応じて、独自に弁護士、公認会計士等を雇用し、監査業務に関する助言を得ることができる。

(2) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨、定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結できる旨の規定を定款に設けており、当社は、当該規定に基づき、各社外役員との間で当該契約を締結しております。当該契約において、社外役員は、会社法第423条第1項の責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として責任を負うものとしております。

(4) 取締役の定数

当社は、取締役の員数を20名以内とする旨、定款に定めております。

(5) 取締役選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

(6) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。この理由は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、特別決議事項の審議をより確実に行うためであります。

(7) 中間配当

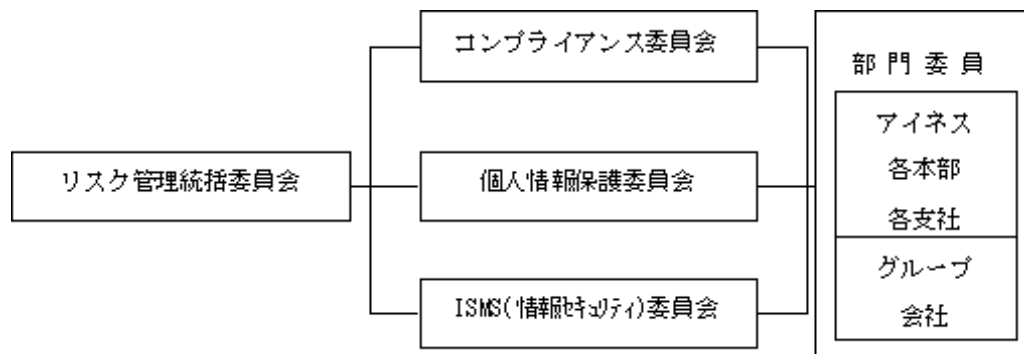
当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項に定める金銭による剰余金の配当を行うことができる旨、定款に定めております。

(8) 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を市場取引等により取得することができる旨を定款に定めております。これは、株主還元策、ストックオプション代用株、M&A株式交換、単元未満株式買増し請求対応等を目的としております。

(9) リスク管理体制の確立

当社を取り巻くさまざまなリスクへの対処としてリスク管理体制を確立しております。社長を委員長とするリスク管理統括委員会を設置し、当社グループのリスク管理方針を決定し、その推進を総括するとともに、危機発生時には最終意思決定機関としてその対応にあたっております。経営に重大な影響を与える3つのリスクに注目し、当委員会配下にコンプライアンス委員会、個人情報保護委員会、ISMS(情報セキュリティ)委員会を設置しております。これらの委員会活動を通じてグループ会社を含めたリスク管理の強化・向上に努めております。



(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

アイネス行動規範の中で次の通りに定めております。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは、毅然とした態度で対応し、一切の関係を遮断します。

これらの勢力・団体の活動を助長するような、利益供与や献金行為等を行いません。

行動規範は小冊子にまとめ、全社員に配布しており、社員は、常時携帯するとともに読み合わせることであり、この基本原則を理解しております。

「内部通報110番」を設置し、社内での不正行為（総会屋、暴力団との癒着、利益供与）を察知した社員が内部的に通報することにより、早期に解決する制度を設けております。

3．内部監査及び監査役監査の状況

(1) 内部監査

当社は内部監査部門として監査室を設置しております。監査室の人員数は5名であり、社長の直接の指示に従い内部監査業務を遂行しております。

(2) 監査役監査

監査役は取締役会、経営会議、その他重要な社内会議に出席し、さらに月1回以上開催される監査役会においては、各部門長から業務を聴取するなど、業務執行を十分に監視できる体制をとっております。監査役は、会計監査人または監査室と、必要に応じて随時打ち合わせの機会を持つなど情報交換を適宜行い、相互の連携を高めております。なお、監査役は必要に応じて監査役職務を補助するための要員を監査室に対して要請することができます。

また、常勤監査役の田所正夫氏は銀行業務に長年携わった経験と、当社において管理本部長を務めた経験から、総務、人事、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(3) 監査役と会計監査人の連携状況

日頃の意見交換のほか定期的に会合を持ちながら、経営監視の状況について討議をし、連携をとっております。

(4) 監査役と内部監査部門の連携状況

日頃の意見交換のほか、監査室は監査役会へ同席するなど連携をとっております。また、監査役の求めがある場合は、その指示に従い監査役職務を補助しております。

4．会計監査の状況

会計監査人として、新日本有限責任監査法人を選任しております。当社は、監査に必要な書類・データ等を可能な範囲ですべて提供するとともに適正な監査ができる環境を整備しております。また、同監査法人は、監査業務が期末等に偏ることがないように期中に満遍ない監査を実施しております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 土井 英雄

指定有限責任社員 業務執行社員 尾崎 隆之

(注) 1．継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

2．同監査法人はすでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。

当社の会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名 その他 15名

5．会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的関係又は取引関係その他利害関係の概要

(1) 社外取締役及び社外監査役との関係

当社の取締役7名のうち、1名は社外取締役であります。また、監査役4名のうち、3名が社外監査役であります。

社外取締役の佐藤純一郎氏は、平成22年6月25日開催の第48回定時株主総会において新たに選任されました。同氏は、企業経営における高い識見、豊富な経験を有しており、また、当業界での実務経験も長く、社外の客観的な視点から、取締役会審議等の実効性、専門性を確保することができると判断したため、社外取締役に選任しております。

社外監査役の林伴親氏は、金融・資本市場等に対する専門知識と経験、企業経営に関する豊富な経験を有しているため、社外監査役に選任しております。過去に当社の取引先（株式会社大和総研）の親会社（株式会社大和証券グループ本社）の業務執行者でありましたが、当該取引先及び親会社は当社の事業の意思決定に影響を及ぼしうる取引関係にはなく、一般株主と利益相反の生じる懸念はありません。

社外監査役の角田大憲氏は、企業法務の専門知識と豊富な経験を有しているため、社外監査役に選任しております。過去に所属していた法律事務所（森・濱田松本法律事務所）が現在当社と顧問契約中ではありますが、当該事務所にとって当社が主要取引先ではないため、一般株主と利益相反の生じる懸念はありません。

社外監査役の清水徹氏は、財務・会計分野における豊富な経験を有しており、客観的かつ専門的立場での適切な監査に資するため、社外監査役に選任しております。

なお、社外取締役の佐藤純一郎氏及び社外監査役の清水徹氏は、当社の議決権の26.1%を保有するその他の関係会社（日立ソフトウェアエンジニアリング㈱）の取締役兼専務執行役員を兼務しております。同社とは、営業上の取引関係がありますとともに、情報サービス事業において競業関係にあります。ただし、当社と社外取締役・社外監査役個人とが特別な利害関係を有するものではありません。

また、社外監査役の林伴親氏及び角田大憲氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。また、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」の独立委員会委員であります。

本有価証券報告書提出日現在、上記の社外監査役のうち林伴親氏は、当社株式を2千株所有しております。

(2) 当事業年度における取締役会及び監査役会への出席状況

区分	氏名	取締役会（12回開催）		監査役会（13回開催）	
		出席回数（回）	出席率（％）	出席回数（回）	出席率（％）
社外取締役	諸島伸治（注）	9	90	-	-
社外監査役	林 伴親	12	100	13	100
社外監査役	角田大憲	11	92	12	92
社外監査役	清水 徹	11	92	12	92

（注）諸島伸治氏は、平成21年6月24日開催の当社第47回定時株主総会で取締役に選任され、平成22年6月25日開催の当社第48回定時株主総会で退任しております。同氏の取締役会出席率は、就任後の取締役会の開催回数10回で計算しております。なお、同氏は、平成22年3月31日まで、当社の議決権の26.1%を保有するその他の関係会社（日立ソフトウェアエンジニアリング㈱）の執行役専務を、同年4月1日からは同社の代表取締役 取締役社長を兼務しております。

(3) 取締役会及び監査役会における発言状況

社外取締役でありました諸島伸治氏は、他社において長年経営に携わった経験と知見から、取締役会の議案や審議事項につき適宜発言・提言を行ってまいりました。

社外監査役の林伴親氏は、取締役会及び監査役会において、主に、証券業界で長年経営に携わった経験から、議案や審議事項につき適宜発言を行っております。

社外監査役の角田大憲氏は、取締役会及び監査役会において、主に、企業法務に精通した弁護士としての専門的見地と、その有する財務・会計に対する相当程度の知見から、議案や審議事項につき適宜発言を行っております。

社外監査役の清水徹氏は、取締役会及び監査役会において、主に、長年にわたる財務・経理事務の経験・知見から議案や審議事項につき適宜発言を行っております。

6. 役員報酬の内容

当事業年度における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	役員賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	209	160	2	31	14	8
監査役 (社外監査役を除く。)	17	16	-	-	1	1
社外役員	26	24	-	-	2	5

- (注) 1. 上記取締役の報酬等の他、取締役1名に対し、その兼務している使用人分の給与0百万円及び賞与3百万円を支払っております。
2. 上記の取締役の員数は、当事業年度末現在の社外取締役を除く取締役の員数6名と相違しておりますが、これは、上記員数には平成21年6月24日開催の当社第47回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名が含まれていることによるものであります。
3. 上記の社外役員の員数は、当事業年度末現在の社外役員の員数4名(うち社外取締役1名)と相違しておりますが、これは、上記員数には平成21年6月24日開催の当社第47回定時株主総会の終結の時をもって退任した社外取締役1名が含まれていることによるものであります。
4. 役員ごとの報酬等の総額につきましては、1億円以上を支給している役員はありませんので記載を省略しております。
5. 取締役の報酬限度額は、平成21年6月24日開催の第47回定時株主総会において年額300百万円以内と決議しております。なお、取締役の報酬限度額の算定対象は、当該事業年度における会社の業績及び取締役の業績への貢献等を勘案して支給する賞与分を含むものとしておりますが、取締役に対するストックオプション報酬額及び取締役が執行役員または使用人を兼務した場合のその報酬もしくは給与・賞与を含まないものとしております。なお、取締役個々の報酬につきましては、取締役会において決議しております。
6. 監査役の報酬限度額は、平成21年6月24日開催の第47回定時株主総会において年額72百万円以内と決議しております。なお、監査役個々の報酬につきましては、監査役の協議により決定しております。
7. 当社は、平成21年6月24日開催の当社第47回定時株主総会の終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止しておりますが、上記報酬には、制度廃止前に引当てた役員退職慰労引当金が含まれております。

7. 株式の保有状況

(1) 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額
14銘柄 843百万円

(2) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	546,500	267	企業間取引の強化及び主要取引金融機関としての取引の円滑化を図るため
(株)データ・アプリケーション	2,200	97	企業間取引の強化
(株)りそなホールディングス	55,000	65	企業間取引の強化

(3) 保有目的が純投資目的の投資株式
該当事項はありません。

(4) 保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更した投資株式
該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	44	-	33	-
連結子会社	-	-	-	-
計	44	-	33	-

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査日数、当社の規模・業務の特性等の要素を勘案し決定しております。また、監査報酬の決定にあたっては、当社監査役会の同意を得ております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の連結財務諸表及び前事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表並びに当連結会計年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の連結財務諸表及び当事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーへ参加しております。

1【連結財務諸表等】
(1)【連結財務諸表】
【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,650	8,759
受取手形及び売掛金	8,709	8,304
有価証券	150	151
仕掛品	1,050	665
原材料及び貯蔵品	72	67
前払費用	355	239
繰延税金資産	956	878
預け金	9,000	11,651
その他	54	43
貸倒引当金	30	31
流動資産合計	30,970	30,729
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	17,902	17,254
減価償却累計額	8,555	8,092
建物及び構築物（純額）	9,346	9,161
工具、器具及び備品	3,943	3,866
減価償却累計額	2,757	2,685
工具、器具及び備品（純額）	1,186	1,180
土地	11,101	11,101
有形固定資産合計	21,634	21,443
無形固定資産		
ソフトウェア	1,520	2,850
その他	44	40
無形固定資産合計	1,564	2,891
投資その他の資産		
投資有価証券	695	896
長期前払費用	683	440
繰延税金資産	3,258	3,240
長期預金	600	-
その他	1,044	872
貸倒引当金	3	3
投資その他の資産合計	6,277	5,446
固定資産合計	29,476	29,780
資産合計	60,446	60,510

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,535	1,364
短期借入金	99	-
未払費用	1,793	935
未払法人税等	133	187
未払消費税等	121	124
前受金	209	252
賞与引当金	1,167	1,215
役員賞与引当金	41	46
受注損失引当金	-	332
その他	792	602
流動負債合計	5,894	5,061
固定負債		
退職給付引当金	8,050	8,229
役員退職慰労引当金	296	91
その他	246	343
固定負債合計	8,593	8,664
負債合計	14,487	13,726
純資産の部		
株主資本		
資本金	31,457	31,457
資本剰余金	17,548	17,548
利益剰余金	2,389	3,214
自己株式	5,434	5,436
株主資本合計	45,960	46,784
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	122	152
評価・換算差額等合計	122	152
新株予約権	46	75
少数株主持分	74	76
純資産合計	45,959	46,784
負債純資産合計	60,446	60,510

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
売上高	37,946	35,711
売上原価	31,666	28,580 ⁴
売上総利益	6,279	7,131
販売費及び一般管理費	4,504 ^{1, 2}	5,233 ^{1, 2}
営業利益	1,775	1,898
営業外収益		
受取利息	69	64
受取配当金	12	12
不動産賃貸料	37	34
保険配当金	24	17
その他	22	19
営業外収益合計	166	148
営業外費用		
支払利息	8	6
不動産賃貸費用	52	44
その他	9	3
営業外費用合計	70	53
経常利益	1,871	1,992
特別利益		
投資有価証券売却益	2	-
関係会社株式売却益	14	-
その他	7	0
特別利益合計	23	0
特別損失		
固定資産除却損	9 ³	198 ³
投資有価証券評価損	3	-
関係会社株式売却損	-	31
事務所撤去費用	86 ³	18 ³
たな卸資産処分損	-	124
その他	12	1
特別損失合計	111	374
税金等調整前当期純利益	1,783	1,618
法人税、住民税及び事業税	171	163
法人税等調整額	88	96
法人税等合計	260	260
少数株主利益又は少数株主損失()	6	2
当期純利益	1,529	1,355

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	31,457	31,457
当期末残高	31,457	31,457
資本剰余金		
前期末残高	23,143	17,548
当期変動額		
欠損填補	3,854	-
自己株式の処分	0	0
自己株式の消却	1,739	-
当期変動額合計	5,594	0
当期末残高	17,548	17,548
利益剰余金		
前期末残高	2,868	2,389
当期変動額		
欠損填補	3,854	-
剰余金の配当	126	529
当期純利益	1,529	1,355
当期変動額合計	5,257	825
当期末残高	2,389	3,214
自己株式		
前期末残高	6,039	5,434
当期変動額		
自己株式の取得	1,135	1
自己株式の処分	1	0
自己株式の消却	1,739	-
当期変動額合計	604	1
当期末残高	5,434	5,436
株主資本合計		
前期末残高	45,693	45,960
当期変動額		
欠損填補	-	-
剰余金の配当	126	529
当期純利益	1,529	1,355
自己株式の取得	1,135	1
自己株式の処分	0	0
自己株式の消却	-	-
当期変動額合計	267	824
当期末残高	45,960	46,784

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	24	122
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	147	30
当期変動額合計	147	30
当期末残高	122	152
評価・換算差額等合計		
前期末残高	24	122
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	147	30
当期変動額合計	147	30
当期末残高	122	152
新株予約権		
前期末残高	27	46
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	19	28
当期変動額合計	19	28
当期末残高	46	75
少数株主持分		
前期末残高	81	74
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7	2
当期変動額合計	7	2
当期末残高	74	76
純資産合計		
前期末残高	45,826	45,959
当期変動額		
剰余金の配当	126	529
当期純利益	1,529	1,355
自己株式の取得	1,135	1
自己株式の処分	0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	135	0
当期変動額合計	132	824
当期末残高	45,959	46,784

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,783	1,618
減価償却費	2,076	2,172
賞与引当金の増減額（ は減少）	102	48
役員賞与引当金の増減額（ は減少）	36	5
受注損失引当金の増減額（ は減少）	-	332
退職給付引当金の増減額（ は減少）	324	178
役員退職慰労引当金の増減額（ は減少）	12	204
受取利息及び受取配当金	82	77
支払利息	8	6
投資有価証券売却損益（ は益）	2	-
関係会社株式売却損益（ は益）	14	31
固定資産除却損	9	198
投資有価証券評価損益（ は益）	3	-
売上債権の増減額（ は増加）	2,956	400
たな卸資産の増減額（ は増加）	69	367
その他の資産の増減額（ は増加）	83	134
仕入債務の増減額（ は減少）	488	160
その他の負債の増減額（ は減少）	307	787
その他	268	301
小計	7,266	4,565
利息及び配当金の受取額	82	77
利息の支払額	8	6
法人税等の還付額	16	69
法人税等の支払額	265	174
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,090	4,531
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の純増減額（ は増加）	12	0
預け金の預入による支出	-	500
長期預金払戻による収入	100	600
有形固定資産の取得による支出	652	1,410
有形固定資産の売却による収入	28	218
無形固定資産の取得による支出	819	2,190
無形固定資産の売却による収入	1	2
長期前払費用の取得による支出	190	89
投資有価証券の取得による支出	192	235
投資有価証券の売却による収入	8	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	-	2 95
関係会社株式の取得による支出	-	50
関係会社株式の売却による収入	150	0
短期貸付金の純増減額（ は増加）	6	17
その他	3	85
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,557	3,683

	前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	12	8
リース債務の返済による支出	20	50
自己株式の取得による支出	1,135	1
自己株式の売却による収入	0	0
配当金の支払額	127	526
その他	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,295	586
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	4,238	261
現金及び現金同等物の期首残高	15,516	19,755
現金及び現金同等物の期末残高	19,755	20,016

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

項目	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1. 連結の範囲に関する事項	<p>子会社6社はすべて連結されております。連結子会社名は(株)KDS、(株)アイ・エス・エス、(株)シー・オー・シー、(株)INPM、(株)SKサポートサービス、新日本システム・サービス(株)であります。</p>	<p>子会社5社はすべて連結されております。連結子会社名は(株)KDS、(株)アイ・エス・エス、(株)INPM、(株)SKサポートサービス、新日本システム・サービス(株)であります。</p> <p>(株)シー・オー・シーは、平成21年12月25日に保有する株式の全部を売却したため、連結の範囲から除外しております。</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>関連会社はありません。前連結会計年度まで、持分法適用関連会社であったエム・シー・エス(株)は、平成20年6月13日に保有する株式の全部を売却したため、持分法適用関連会社に該当しなくなりました。</p>	<p>関連会社はありません。</p>
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項	<p>すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。</p>	<p>同左</p>
4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法	<p>有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法 たな卸資産 仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） 原材料及び貯蔵品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） （会計方針の変更） 仕掛品については、従来、個別法による原価法によっておりましたが、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）が適用されたことに伴い、個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。 これによる、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左 たな卸資産 仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） 原材料及び貯蔵品 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）</p>

項目	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法	<p>原材料及び貯蔵品については、従来、最終仕入原価法によっておりましたが、個別物品管理を強化したこと、及び当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日公表分)が適用されたことに伴い、個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。</p> <p>これによる、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p> <p>有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>a. 本社(旧 総合研究所)・赤坂本社・高津事業所・幕張事業所の建物及び連結子会社の建物の一部 定額法</p> <p>b. 特定の契約に基づく専用設備 定額法</p> <p>c. その他の有形固定資産 定率法</p> <p>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物 5～63年 工具、器具及び備品 4～20年</p> <p>無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>a. 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法</p> <p>b. 市場販売目的のソフトウェア 見込販売本数に基づく償却額と残存有効期間に基づく均等配分額のいずれか大きい額 見込有効期間は3年以内であります。</p> <p>c. その他の無形固定資産 定額法</p> <p>リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>少額減価償却資産 取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年均等償却</p>	<p>有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>a. 本社・赤坂本社・高津事業所・幕張事業所の建物及び連結子会社の建物の一部 同左</p> <p>b. 特定の契約に基づく専用設備 同左</p> <p>c. その他の有形固定資産 同左</p> <p>無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>a. 自社利用のソフトウェア 同左</p> <p>b. 市場販売目的のソフトウェア 同左</p> <p>c. その他の無形固定資産 同左</p> <p>リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 同左</p> <p>少額減価償却資産 同左</p>

項目	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
(3) 重要な引当金の 計上基準	<p>長期前払費用 定額法 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>賞与引当金 従業員の賞与の支出に備えるため、翌連結会計年度の賞与支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する部分の金額（実際支給見込基準）を計上しております。</p> <p>役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、翌連結会計年度の役員賞与支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する部分の金額を計上しております。</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p> <p>（会計方針の変更） 「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号平成20年7月31日）が平成21年3月31日以前に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用しております。</p> <p>これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はありません。</p> <p>なお、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額はありませぬ。</p>	<p>長期前払費用 同左</p> <p>貸倒引当金 同左</p> <p>受注損失引当金 請負契約に基づくソフトウェア開発のうち、将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについては、発生が見込まれる損失額を計上しております。</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>役員賞与引当金 同左</p> <p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p>

項目	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
(4) 重要な収益及び費用の 計上基準	<p>役員退職慰労引当金</p> <p>役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>	<p>役員退職慰労引当金</p> <p>役員及び執行役員等の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>従来、役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上していましたが、親会社において取締役及び監査役に係る役員退職慰労金制度を廃止することとし、平成21年6月24日開催の定時株主総会において、親会社の取締役及び監査役に対する慰労金の打切り支給議案が承認決議されました。これにより、当連結会計年度において「役員退職慰労引当金」のうち親会社の取締役及び監査役に対する金額を取崩し、打切り支給額の未払い分については、固定負債の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準</p> <p>a. 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるもの 進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）</p> <p>b. その他のもの 完成基準</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準については、従来、完成基準を適用していましたが、当連結会計年度より、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を適用し、当連結会計年度に着手したソフトウェア開発契約から、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるものについては進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）を、その他のものについては完成基準を適用しております。</p> <p>これによる売上高、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p>
(5) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理</p> <p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>消費税等の会計処理</p> <p>同左</p>

項目	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。	同左
6. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>これによる、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p>	

【表示方法の変更】

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(連結貸借対照表)</p> <p>「財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成20年8月7日 内閣府令第50号)が適用となることに伴い、前連結会計年度において、「たな卸資産」として掲記されていたものは、当連結会計年度から「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」に区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「たな卸資産」に含まれる「仕掛品」「原材料及び貯蔵品」は、それぞれ1,118百万円、73百万円であります。</p>	

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
	<p>損失が見込まれるソフトウェア開発契約に係るたな卸資産と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。</p> <p>損失の発生が見込まれるソフトウェア開発契約に係るたな卸資産のうち、受注損失引当金に対応する額は332百万円(仕掛品332百万円)であります。</p>

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)																																																										
<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>給与手当及び賞与</td><td>2,040百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>203</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>155</td></tr> <tr><td>役員賞与引当金繰入額</td><td>44</td></tr> <tr><td>福利厚生費</td><td>325</td></tr> <tr><td>研究開発費</td><td>182</td></tr> <tr><td>営業支援費</td><td>163</td></tr> </table> <p>2 研究開発費の総額 182百万円 当期製造費用に含まれている研究開発費はありません。</p> <p>3 固定資産除却損の内訳</p> <table> <tr><td>建物及び構築物</td><td>2百万円</td></tr> <tr><td>工具、器具及び備品</td><td>4</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td>2</td></tr> <tr><td>計</td><td>9</td></tr> </table> <p>事務所撤去費用に含まれる固定資産除却損の内訳</p> <table> <tr><td>建物及び構築物</td><td>16百万円</td></tr> <tr><td>工具、器具及び備品</td><td>9</td></tr> <tr><td>計</td><td>26</td></tr> </table>	給与手当及び賞与	2,040百万円	賞与引当金繰入額	203	退職給付費用	155	役員賞与引当金繰入額	44	福利厚生費	325	研究開発費	182	営業支援費	163	建物及び構築物	2百万円	工具、器具及び備品	4	ソフトウェア	2	計	9	建物及び構築物	16百万円	工具、器具及び備品	9	計	26	<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>給与手当及び賞与</td><td>2,336百万円</td></tr> <tr><td>賞与引当金繰入額</td><td>240</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>181</td></tr> <tr><td>役員賞与引当金繰入額</td><td>50</td></tr> <tr><td>福利厚生費</td><td>368</td></tr> <tr><td>研究開発費</td><td>75</td></tr> <tr><td>営業支援費</td><td>316</td></tr> </table> <p>2 研究開発費の総額 75百万円 当期製造費用に含まれている研究開発費はありません。</p> <p>3 固定資産除却損の内訳</p> <table> <tr><td>建物及び構築物</td><td>168百万円</td></tr> <tr><td>工具、器具及び備品</td><td>25</td></tr> <tr><td>ソフトウェア</td><td>0</td></tr> <tr><td>長期前払費用</td><td>4</td></tr> <tr><td>計</td><td>198</td></tr> </table> <p>事務所撤去費用に含まれる固定資産除却損の内訳</p> <table> <tr><td>建物及び構築物</td><td>7百万円</td></tr> <tr><td>工具、器具及び備品</td><td>0</td></tr> <tr><td>計</td><td>8</td></tr> </table> <p>4 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額 332百万円</p>	給与手当及び賞与	2,336百万円	賞与引当金繰入額	240	退職給付費用	181	役員賞与引当金繰入額	50	福利厚生費	368	研究開発費	75	営業支援費	316	建物及び構築物	168百万円	工具、器具及び備品	25	ソフトウェア	0	長期前払費用	4	計	198	建物及び構築物	7百万円	工具、器具及び備品	0	計	8
給与手当及び賞与	2,040百万円																																																										
賞与引当金繰入額	203																																																										
退職給付費用	155																																																										
役員賞与引当金繰入額	44																																																										
福利厚生費	325																																																										
研究開発費	182																																																										
営業支援費	163																																																										
建物及び構築物	2百万円																																																										
工具、器具及び備品	4																																																										
ソフトウェア	2																																																										
計	9																																																										
建物及び構築物	16百万円																																																										
工具、器具及び備品	9																																																										
計	26																																																										
給与手当及び賞与	2,336百万円																																																										
賞与引当金繰入額	240																																																										
退職給付費用	181																																																										
役員賞与引当金繰入額	50																																																										
福利厚生費	368																																																										
研究開発費	75																																																										
営業支援費	316																																																										
建物及び構築物	168百万円																																																										
工具、器具及び備品	25																																																										
ソフトウェア	0																																																										
長期前払費用	4																																																										
計	198																																																										
建物及び構築物	7百万円																																																										
工具、器具及び備品	0																																																										
計	8																																																										

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式(注1)	50,000	-	2,000	48,000
合計	50,000	-	2,000	48,000
自己株式				
普通株式(注2,3)	6,944	2,315	2,001	7,258
合計	6,944	2,315	2,001	7,258

(注)1. 普通株式の発行済株式総数の減少2,000千株は、取締役会決議による自己株式の消却による減少であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加2,315千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加2,309千株、単元未満株式の買取りによる増加6千株であります。

3. 普通株式の自己株式の株式数の減少2,001千株は、取締役会決議による自己株式の消却による減少2,000千株、単元未満株式の売渡しによる減少1千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	46
合計			-	-	-	-	46

平成20年のストック・オプション13百万円は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年11月26日 取締役会	普通株式	126	3.00	平成20年9月30日	平成20年12月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	285	利益剰余金	7.00	平成21年3月31日	平成21年6月25日

当連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	48,000	-	-	48,000
合計	48,000	-	-	48,000
自己株式				

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
普通株式(注1,2)	7,258	2	0	7,261
合計	7,258	2	0	7,261

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加2千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			前連結会計 年度末	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	75
合計			-	-	-	-	75

平成21年のストック・オプション22百万円は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月24日 定時株主総会	普通株式	285	7.00	平成21年3月31日	平成21年6月25日
平成21年10月23日 取締役会	普通株式	244	6.00	平成21年9月30日	平成21年12月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	244	利益剰余金	6.00	平成22年3月31日	平成22年6月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																								
<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年3月31日現在) (百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">10,650</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金等</td> <td style="text-align: right;">46</td> </tr> <tr> <td>預け金</td> <td style="text-align: right;">9,000</td> </tr> <tr> <td>有価証券(MMF)</td> <td style="text-align: right;">150</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">19,755</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	10,650	預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	46	預け金	9,000	有価証券(MMF)	150	現金及び現金同等物	19,755	<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年3月31日現在) (百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">8,759</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期預金等</td> <td style="text-align: right;">546</td> </tr> <tr> <td>預け金</td> <td style="text-align: right;">11,651</td> </tr> <tr> <td>有価証券(MMF)</td> <td style="text-align: right;">151</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">20,016</td> </tr> </table> <p>2 当連結会計年度に株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳 (平成21年12月31日現在) (百万円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">(株)シー・オー・シー</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">171</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">固定資産</td> <td style="text-align: right;">20</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">流動負債</td> <td style="text-align: right;">205</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">固定負債</td> <td style="text-align: right;">9</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">関係会社株式</td> <td style="text-align: right;">50</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">関係会社株式売却損</td> <td style="text-align: right;">28</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(株)シー・オー・シーの 売却価額(純額)</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">0</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(株)シー・オー・シーの 現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">95</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">差引:(株)シー・オー・シー 売却による支出</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">95</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	8,759	預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	546	預け金	11,651	有価証券(MMF)	151	現金及び現金同等物	20,016	(株)シー・オー・シー		流動資産	171	固定資産	20	流動負債	205	固定負債	9	関係会社株式	50	関係会社株式売却損	28	(株)シー・オー・シーの 売却価額(純額)	0	(株)シー・オー・シーの 現金及び現金同等物	95	差引:(株)シー・オー・シー 売却による支出	95
現金及び預金勘定	10,650																																								
預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	46																																								
預け金	9,000																																								
有価証券(MMF)	150																																								
現金及び現金同等物	19,755																																								
現金及び預金勘定	8,759																																								
預入期間が3ヶ月を超える定期預金等	546																																								
預け金	11,651																																								
有価証券(MMF)	151																																								
現金及び現金同等物	20,016																																								
(株)シー・オー・シー																																									
流動資産	171																																								
固定資産	20																																								
流動負債	205																																								
固定負債	9																																								
関係会社株式	50																																								
関係会社株式売却損	28																																								
(株)シー・オー・シーの 売却価額(純額)	0																																								
(株)シー・オー・シーの 現金及び現金同等物	95																																								
差引:(株)シー・オー・シー 売却による支出	95																																								

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																								
<p>1. ファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>リース資産の内容</p> <p>(ア) 有形固定資産 工具、器具及び備品であります。</p> <p>(イ) 無形固定資産 ソフトウェアであります。</p> <p>リース資産の減価償却の方法 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 20%;">取得価額相当額 (百万円)</th> <th style="width: 20%;">減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th style="width: 30%;">期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: center;">9,156</td> <td style="text-align: center;">4,960</td> <td style="text-align: center;">4,195</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">1,638百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">2,799</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,437</td> </tr> </table> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">2,128百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">2,022</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">135</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	工具、器具及び備品	9,156	4,960	4,195	1年内	1,638百万円	1年超	2,799	合計	4,437	支払リース料	2,128百万円	減価償却費相当額	2,022	支払利息相当額	135	<p>1. ファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>リース資産の内容</p> <p>(ア) 有形固定資産 同左</p> <p>(イ) 無形固定資産 同左</p> <p>リース資産の減価償却の方法 同左</p> <p>同左</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 20%;">取得価額相当額 (百万円)</th> <th style="width: 20%;">減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th style="width: 30%;">期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: center;">7,958</td> <td style="text-align: center;">5,316</td> <td style="text-align: center;">2,642</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">1,300百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">1,487</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,787</td> </tr> </table> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">2,031百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">1,912</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">114</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法 同左</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	工具、器具及び備品	7,958	5,316	2,642	1年内	1,300百万円	1年超	1,487	合計	2,787	支払リース料	2,031百万円	減価償却費相当額	1,912	支払利息相当額	114
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																						
工具、器具及び備品	9,156	4,960	4,195																																						
1年内	1,638百万円																																								
1年超	2,799																																								
合計	4,437																																								
支払リース料	2,128百万円																																								
減価償却費相当額	2,022																																								
支払利息相当額	135																																								
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																						
工具、器具及び備品	7,958	5,316	2,642																																						
1年内	1,300百万円																																								
1年超	1,487																																								
合計	2,787																																								
支払リース料	2,031百万円																																								
減価償却費相当額	1,912																																								
支払利息相当額	114																																								

(金融商品関係)

当連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用については、主に流動性の高い金融資産で運用しており、主なものとして、預金、預け金などの短期的な預金であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しましては、社内における与信管理に関する規程に沿って、リスク低減を図っております。

投資有価証券については、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式等であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、適正な価格で評価をしております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2.参照)。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	8,759	8,759	
(2) 受取手形及び売掛金()	8,273	8,273	
(3) 有価証券	151	151	
(4) 預け金	11,651	11,651	
(5) 投資有価証券 その他有価証券	432	432	
資産計	29,268	29,268	
(1) 買掛金	1,364	1,364	
負債計	1,364	1,364	

() 受取手形及び売掛金については、一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(4) 預け金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券

これらは容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期投資(MMF)であるため、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債

(1) 買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	413
社債	50

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注)3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金	8,758			
受取手形及び売掛金	8,273			
預け金	11,651			
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの 債券(社債)		50		
合計	28,683	50		

(追加情報)

当連結会計年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成21年3月31日)

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	24	124	100
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	142	147	4
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	167	271	104
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	511	284	227
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	511	284	227
合計		679	556	122

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
10	2	-

5. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	連結貸借対照表計上額(百万円)
(1) 子会社株式及び関連会社株式	-
(2) その他有価証券	
非上場株式	138
MMF	150
合計	289

6. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

	1年以内(百万円)	1年超5年以内(百万円)	5年超10年以内(百万円)	10年超(百万円)
1. 債券				

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1)社債	-	147	-	-
(2)その他	-	-	-	-
2.その他	-	-	-	-
合計	-	147	-	-

当連結会計年度(平成22年3月31日)

1. 売買目的有価証券

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3. その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1)株式	99	24	75
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	99	24	75
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1)株式	332	560	227
	(2)債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	151	151	-
	小計	483	711	227
合計		583	736	152

(注)非上場株式等(連結貸借対照表計上額 463百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)及び当連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

当社グループではデリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社のうち4社は、退職一時金制度を設けております。また、適格退職年金制度を当社及び連結子会社のうち1社で導入しております。

連結子会社における退職給付債務の算定については、簡便法を採用しております。また、従業員の退職等の際に、退職給付会計に準拠した数理計算による退職給付債務の対象とされない割増退職金を支払う場合があります。

2. 退職給付債務及びその内訳

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
(1) 退職給付債務(百万円)	10,007	10,320
(2) 年金資産(百万円)	1,662	1,915
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(百万円)	8,344	8,404
(4) 未認識数理計算上の差異(百万円)	538	345
(5) 未認識過去勤務債務(債務の減額)(百万円)	-	-
(6) 連結貸借対照表計上額純額(3)+(4)+(5) (百万円)	7,806	8,058
(7) 前払年金費用(百万円)	244	170
(8) 退職給付引当金(6)-(7)(百万円)	8,050	8,229

(注) 子会社の退職給付債務の算定にあたっては、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用の内訳

	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
退職給付費用(百万円)	885	884
(1) 勤務費用(百万円)	614	577
(2) 利息費用(百万円)	224	236
(3) 期待運用収益(減算)(百万円)	16	15
(4) 数理計算上の差異の費用処理額(百万円)	62	86

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前連結会計年度 (平成21年3月31日)	当連結会計年度 (平成22年3月31日)
(1) 割引率(%)	2.5	2.5
(2) 期待運用収益率(%)	1.0	1.0
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
(4) 数理計算上の差異の処理年数(年)	10	10

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

1. スtock・オプションに係る当連結会計年度(平成21年3月期)における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費 19百万円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成15年 ストック・ オプション	平成16年 ストック・ オプション	平成17年 ストック・ オプション	平成18年 ストック・ オプション	平成19年 ストック・ オプション	平成20年 ストック・ オプション
付与対象者の 区分及び人数	当社取締役 3名 当社従業員 26名	当社取締役 5名 当社従業員 55名	当社取締役 7名 当社従業員 134名	当社取締役 8名 当社従業員 176名	当社取締役 10名 当社従業員 218名	当社取締役 6名 当社執行役員 5名 当社従業員 238名
株式の種類別の ストック・オプ ションの数(注)	普通株式 73,000株	普通株式 38,600株	普通株式 78,200株	普通株式 97,000株	普通株式 116,200株	普通株式 131,400株
付与日	平成15年6月30日	平成16年6月30日	平成17年6月30日	平成18年7月31日	平成19年7月31日	平成20年7月31日
権利確定条件	付与日(平成15年6月30日)以降、権利確定日(平成17年6月30日)まで継続して株式会社アイネス役員又は従業員であることを要する。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後6ヶ月間に限り権利行使できる。	付与日(平成16年6月30日)以降、権利確定日(平成17年6月30日)まで継続して株式会社アイネス役員又は従業員、あるいは子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	付与日(平成17年6月30日)以降、権利確定日(平成18年6月30日)まで継続して株式会社アイネス役員又は従業員、あるいは子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	付与日(平成18年7月31日)以降、権利確定日(平成19年7月31日)まで継続して株式会社アイネス役員又は従業員、あるいは子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	付与日(平成19年7月31日)以降、権利確定日(平成20年7月31日)まで継続して株式会社アイネス役員又は従業員、あるいは子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	付与日(平成20年7月31日)以降、権利確定日(平成21年7月31日)まで継続して株式会社アイネス役員又は従業員、あるいは子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。
対象勤務期間	約2年(自平成15年6月30日至平成17年6月30日)。ただし、当該期間中に会社都合により退任・退職した場合は、平成15年6月30日から退任・退職日までが対象勤務期間となる。	約1年(自平成16年6月30日至平成17年6月30日)。ただし、当該期間中に会社都合により退任・退職した場合は、平成16年6月30日から退任・退職日までが対象勤務期間となる。	約1年(自平成17年6月30日至平成18年6月30日)。ただし、当該期間中に会社都合により退任・退職した場合は、平成17年6月30日から退任・退職日までが対象勤務期間となる。	約1年(自平成18年7月31日至平成19年7月31日)。ただし、当該期間中に会社都合により退任・退職した場合は、平成18年7月31日から退任・退職日までが対象勤務期間となる。	約1年(自平成19年7月31日至平成20年7月31日)。ただし、当該期間中に会社都合により退任・退職した場合は、平成19年7月31日から退任・退職日までが対象勤務期間となる。	約1年(自平成20年7月31日至平成21年7月31日)。ただし、当該期間中に会社都合により退任・退職した場合は、平成20年7月31日から退任・退職日までが対象勤務期間となる。
権利行使期間	権利確定後3年間(自平成17年7月1日至平成20年6月30日)。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後6ヶ月間に限り権利行使できる。	権利確定後4年間(自平成17年7月1日至平成21年6月30日)。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	権利確定後4年間(自平成18年7月1日至平成22年6月30日)。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	権利確定後4年間(自平成19年8月1日至平成23年7月31日)。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	権利確定後4年間(自平成20年8月1日至平成24年7月31日)。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	権利確定後4年間(自平成21年8月1日至平成25年7月31日)。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成21年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成15年 ストック・ オプション	平成16年 ストック・ オプション	平成17年 ストック・ オプション	平成18年 ストック・ オプション	平成19年 ストック・ オプション	平成20年 ストック・ オプション
権利確定前(株)						
前連結会計 年度末	-	-	-	-	114,800	-
付与	-	-	-	-	-	131,400
失効	-	-	-	-	-	1,000
権利確定	-	-	-	-	114,800	-
未確定残	-	-	-	-	-	130,400
権利確定後(株)						
前連結会計 年度末	53,000	31,000	75,800	94,000	-	-
権利確定	-	-	-	-	114,800	-
権利行使	-	-	-	-	-	-
失効	53,000	1,000	2,000	2,200	2,200	-
未行使残	-	30,000	73,800	91,800	112,600	-

単価情報

	平成15年 ストック・ オプション	平成16年 ストック・ オプション	平成17年 ストック・ オプション	平成18年 ストック・ オプション	平成19年 ストック・ オプション	平成20年 ストック・ オプション
権利行使価格 (円)	872	1,240	941	815	921	628
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-	-	-
公正な評価単価 (付与日)(円)	-	-	-	167	153	156

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成20年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	平成20年ストック・オプション
株価変動性(注1)	39.2%
予想残存期間(注2)	3年
予想配当(注3)	0.0円/株
無リスク利率(注4)	0.90%

(注) 1. 3年間(平成17年7月から平成20年6月まで)の株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積が無く、過去の権利行使実績から合理的に見積もることは困難であるため、権利行使期間の中間点において権利行使されるものと推定して見積もっております。

3. 平成20年3月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

当連結会計年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1. ストック・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 28百万円

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成16年 ストック・ オプション	平成17年 ストック・ オプション	平成18年 ストック・ オプション	平成19年 ストック・ オプション	平成20年 ストック・ オプション	平成21年 ストック・ オプション
付与対象者の 区分及び人数	当社取締役 5名 当社従業員 55名	当社取締役 7名 当社従業員 134名	当社取締役 8名 当社従業員 176名	当社取締役 10名 当社従業員 218名	当社取締役 6名 当社執行役員 5名 当社従業員 238名	当社取締役 6名 当社執行役員 4名 当社従業員 265名
株式の種類別の ストック・オプ ションの数(注)	普通株式 38,600株	普通株式 78,200株	普通株式 97,000株	普通株式 116,200株	普通株式 131,400株	普通株式 153,900株
付与日	平成16年6月30日	平成17年6月30日	平成18年7月31日	平成19年7月31日	平成20年7月31日	平成21年8月31日
権利確定条件	付与日(平成16年6月30日)以降、権利確定日(平成17年6月30日)まで継続して株式会社アイネス役員又は従業員、あるいは子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	付与日(平成17年6月30日)以降、権利確定日(平成18年6月30日)まで継続して株式会社アイネス役員又は従業員、あるいは子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	付与日(平成18年7月31日)以降、権利確定日(平成19年7月31日)まで継続して株式会社アイネス役員又は従業員、あるいは子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	付与日(平成19年7月31日)以降、権利確定日(平成20年7月31日)まで継続して株式会社アイネス役員又は従業員、あるいは子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	付与日(平成20年7月31日)以降、権利確定日(平成21年7月31日)まで継続して株式会社アイネス役員又は従業員、あるいは子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	付与日(平成21年8月31日)以降、権利確定日(平成22年8月31日)まで継続して株式会社アイネス役員又は従業員、あるいは子会社の役員又は従業員であることを要する。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。
対象勤務期間	約1年(自平成16年6月30日 至平成17年6月30日)。ただし、当該期間中に会社都合により退任・退職した場合は、平成16年6月30日から退任・退職日までが対象勤務期間となる。	約1年(自平成17年6月30日 至平成18年6月30日)。ただし、当該期間中に会社都合により退任・退職した場合は、平成17年6月30日から退任・退職日までが対象勤務期間となる。	約1年(自平成18年7月31日 至平成19年7月31日)。ただし、当該期間中に会社都合により退任・退職した場合は、平成18年7月31日から退任・退職日までが対象勤務期間となる。	約1年(自平成19年7月31日 至平成20年7月31日)。ただし、当該期間中に会社都合により退任・退職した場合は、平成19年7月31日から退任・退職日までが対象勤務期間となる。	約1年(自平成20年7月31日 至平成21年7月31日)。ただし、当該期間中に会社都合により退任・退職した場合は、平成20年7月31日から退任・退職日までが対象勤務期間となる。	約1年(自平成21年8月31日 至平成22年8月31日)。ただし、当該期間中に会社都合により退任・退職した場合は、平成21年8月31日から退任・退職日までが対象勤務期間となる。
権利行使期間	権利確定後4年間(自平成17年7月1日 至平成21年6月30日)。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	権利確定後4年間(自平成18年7月1日 至平成22年6月30日)。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	権利確定後4年間(自平成19年8月1日 至平成23年7月31日)。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	権利確定後4年間(自平成20年8月1日 至平成24年7月31日)。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	権利確定後4年間(自平成21年8月1日 至平成25年7月31日)。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。	権利確定後4年間(自平成22年9月1日 至平成26年8月31日)。ただし、会社都合により退任・退職した場合は、退任・退職後1年間に限り権利行使できる。

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成16年 ストック・ オプション	平成17年 ストック・ オプション	平成18年 ストック・ オプション	平成19年 ストック・ オプション	平成20年 ストック・ オプション	平成21年 ストック・ オプション
権利確定前(株)						
前連結会計 年度末	-	-	-	-	130,400	-
付与	-	-	-	-	-	153,900
失効	-	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	130,400	-
未確定残	-	-	-	-	-	153,900
権利確定後(株)						
前連結会計 年度末	30,000	73,800	91,800	112,600	-	-
権利確定	-	-	-	-	130,400	-
権利行使	-	-	-	-	-	-
失効	30,000	2,200	2,200	4,200	-	-
未行使残	-	71,600	89,600	108,400	130,400	-

単価情報

	平成16年 ストック・ オプション	平成17年 ストック・ オプション	平成18年 ストック・ オプション	平成19年 ストック・ オプション	平成20年 ストック・ オプション	平成21年 ストック・ オプション
権利行使価格 (円)	1,240	941	815	921	628	822
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-	-	-
公正な評価単価 (付与日)(円)	-	-	167	153	156	248

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成21年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	平成21年ストック・オプション
株価変動性(注1)	47.9%
予想残存期間(注2)	3年
予想配当(注3)	10.0円/株
無リスク利子率(注4)	0.36%

(注) 1. 平成18年8月31日から3年間の株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積が無く、過去の権利行使実績から合理的に見積もることは困難であるため、権利行使期間の中間点において権利行使されるものと推定して見積もっております。

3. 平成21年3月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (平成21年3月31日現在)	当連結会計年度 (平成22年3月31日現在)
繰延税金資産(流動)		
たな卸資産	319	391
賞与引当金	478	498
未払事業税	31	37
繰越欠損金	-	6
その他	126	112
小計	956	1,045
評価性引当金	-	167
	956	878
繰延税金資産(固定)		
土地等減損損失	457	457
投資その他の資産	67	42
退職給付引当金	3,244	3,320
役員退職慰労引当金	198	158
繰越欠損金	1,495	952
その他	589	272
小計	6,052	5,204
評価性引当金	2,714	1,911
	3,337	3,292
繰延税金負債(固定)		
前払年金費用	78	52
その他有価証券評価差額金	0	0
	78	52
繰延税金資産(負債)の純額		
繰延税金資産(流動)	956	878
繰延税金資産(固定)	3,258	3,240
	4,215	4,118

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(単位：%)	
	前連結会計年度 (平成21年3月31日現在)	当連結会計年度 (平成22年3月31日現在)
法定実効税率	40.6	40.6
(調整)		
住民税均等割	2.0	2.1
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.8	4.5
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.8	0.2
評価性引当金の増減	29.4	29.5
その他	0.6	1.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.6	16.1

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)及び当連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

当連結グループの情報サービス業の売上高、営業利益及び資産の金額は、いずれも全セグメントに占める割合が90%超であるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)及び当連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

海外売上高がないため該当事項はありません。

当連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

(追加情報)

当連結会計年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号 平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日)を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
その他の関係会社の親会社	(株)日立製作所	東京都千代田区	282,033	電気機械器具の製造・販売	(被所有)間接26.0	情報機器等の仕入	資金の寄託	4,000	預け金	9,000
							受取利息	59	-	-

議決権等の被所有割合の間接は、日立ソフトウェアエンジニアリング(株)であります。

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、預け金以外の期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- ・取引条件につきましては、両社協議の上で個別に決定しておりますが、一般の取引条件と同様に決定しております。
- ・資金の寄託の取引金額については、預入額と払出額の純額で記載しております。また、利率については、市場金利を勘案し、一般の取引条件と同様に決定しております。

当連結会計年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
その他の関係会社の親会社	(株)日立製作所	東京都千代田区	408,810	電気機械器具の製造・販売	(被所有)間接26.1	情報機器等の仕入	資金の寄託	2,000	預け金	11,000
							受取利息	57	-	-

議決権等の被所有割合の間接は、日立ソフトウェアエンジニアリング(株)であります。

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、預け金以外の期末残高には消費税等が含まれております。

2.取引条件及び取引条件の決定方針等

- ・取引条件につきましては、両社協議の上で個別に決定していますが、一般の取引条件と同様に決定しております。
- ・資金の寄託の取引金額については、預入額と払出額の純額で記載しております。また、利率については、市場金利を勘案し、一般の取引条件と同様に決定しております。

(1株当たり情報)

前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)		当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,125.10円	1株当たり純資産額	1,144.66円
1株当たり当期純利益金額	36.46円	1株当たり当期純利益金額	33.27円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	33.26円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当連結会計年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	1,529	1,355
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	1,529	1,355
期中平均株式数(千株)	41,955	40,740
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	9
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権5種類(新株予約権の数4,386個)	新株予約権4種類(新株予約権の数4,235個)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	99	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定のリース債務	33	33	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	52	45	-	平成23~27年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	185	79	-	-

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分しているため、記載しておりません。

3. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	33	5	4	1

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

	第1四半期 自平成21年4月1日 至平成21年6月30日	第2四半期 自平成21年7月1日 至平成21年9月30日	第3四半期 自平成21年10月1日 至平成21年12月31日	第4四半期 自平成22年1月1日 至平成22年3月31日
売上高(百万円)	7,260	10,161	7,433	10,855
税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額()(百万円)	94	900	136	949
四半期純利益金額又は四半期純損失金額()(百万円)	124	792	126	814
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()(円)	3.06	19.45	3.10	19.98

2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,851	7,305
売掛金	1 8,025	1 7,696
有価証券	150	151
仕掛品	975	2 622
原材料及び貯蔵品	72	67
前払費用	325	210
繰延税金資産	875	787
預け金	1 9,000	1 11,000
その他	60	48
貸倒引当金	28	30
流動資産合計	28,308	27,858
固定資産		
有形固定資産		
建物	16,586	16,023
減価償却累計額	7,902	7,438
建物(純額)	8,683	8,584
構築物	255	243
減価償却累計額	195	191
構築物(純額)	59	51
工具、器具及び備品	3,533	3,438
減価償却累計額	2,455	2,374
工具、器具及び備品(純額)	1,078	1,063
土地	10,436	10,436
有形固定資産合計	20,257	20,135
無形固定資産		
電話加入権	22	22
電信電話専用施設利用権	5	3
ソフトウェア	1,502	2,828
その他	2	1
無形固定資産合計	1,532	2,855
投資その他の資産		
投資有価証券	688	893
関係会社株式	1,327	1,327
破産更生債権等	3	3
長期前払費用	683	436
繰延税金資産	3,023	3,012
敷金及び保証金	1 1,096	1 1,010
長期貸付金	30	45
施設利用会員権	99	98
長期預金	500	-
その他	464	364
貸倒引当金	3	3
投資その他の資産合計	7,913	7,189
固定資産合計	29,703	30,180
資産合計	58,011	58,039

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,554	1,397
未払金	372	215
未払費用	1,628	755
未払法人税等	63	87
未払消費税等	83	83
前受金	209	252
預り金	211	227
賞与引当金	1,023	1,075
役員賞与引当金	34	36
受注損失引当金	-	332
その他	69	63
流動負債合計	5,252	4,527
固定負債		
退職給付引当金	7,586	7,744
役員退職慰労引当金	176	25
その他	228	323
固定負債合計	7,990	8,094
負債合計	13,242	12,622
純資産の部		
株主資本		
資本金	31,457	31,457
資本剰余金		
資本準備金	7,864	7,864
その他資本剰余金	9,683	9,683
資本剰余金合計	17,548	17,548
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,273	1,924
利益剰余金合計	1,273	1,924
自己株式	5,434	5,436
株主資本合計	44,845	45,494
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	122	152
評価・換算差額等合計	122	152
新株予約権	46	75
純資産合計	44,769	45,417
負債純資産合計	58,011	58,039

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
売上高	33,617	31,747
売上原価	28,374	4 25,604
売上総利益	5,242	6,143
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	58	52
給料手当及び賞与	1,418	1,662
賞与引当金繰入額	195	225
退職給付費用	140	168
役員賞与引当金繰入額	34	36
役員退職慰労引当金繰入額	73	42
福利厚生費	271	310
旅費及び交通費	93	133
運搬費	37	30
水道光熱費	60	22
賃借料	104	88
減価償却費	63	174
研究開発費	1 85	1 67
事務電算処理費	34	42
営業支援費	163	316
瑕疵修理・無償保守費	18	171
貸倒引当金繰入額	3	1
その他	936	1,059
販売費及び一般管理費合計	3,795	4,605
営業利益	1,446	1,538
営業外収益		
受取利息	65	60
有価証券利息	0	1
受取配当金	3 73	3 71
不動産賃貸料	3 161	3 161
その他	40	32
営業外収益合計	340	327
営業外費用		
支払利息	1	2
不動産賃貸費用	3 141	3 160
その他	8	3
営業外費用合計	151	165
経常利益	1,636	1,700

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
特別利益		
投資有価証券売却益	2	-
その他	6	-
特別利益合計	8	-
特別損失		
固定資産除却損	2 6	2 197
投資有価証券評価損	3	-
関係会社株式売却損	-	54
関係会社株式評価損	27	-
事務所撤去費用	2 86	2 18
たな卸資産処分損	-	124
その他	10	1
特別損失合計	135	395
税引前当期純利益	1,509	1,304
法人税、住民税及び事業税	30	25
法人税等調整額	79	99
法人税等合計	109	124
当期純利益	1,400	1,180

【製造原価（売上原価）明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)			当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)			
		金額(百万円)		構成比 (%)	金額(百万円)		構成比 (%)	
労務費	1		10,542	37.1		10,501	39.0	
外注費			9,383	33.0		8,704	32.3	
機器材料費			1,349	4.8		1,000	3.7	
経費								
1.機械賃借料			3,565			3,391		
2.減価償却費			1,513			1,369		
3.その他			2,054	7,132	25.1	1,971	6,732	25.0
当期総製造費用				28,407	100.0		26,939	100.0
期首仕掛品				1,064			975	
計				29,472			27,915	
他勘定振替高	2		642			2,170		
期末仕掛品			975			622		
ソフトウェア償却高			520			481		
当期製品製造原価				28,374			25,604	

(注)

前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1. 労務費には次の費目が含まれております。 賞与引当金繰入額 827百万円 退職給付費用 672	1. 労務費には次の費目が含まれております。 賞与引当金繰入額 849百万円 退職給付費用 689
2. 他勘定振替高の内容は次の通りであります。 固定資産 ソフトウェア 367 販売費及び一般管理費 研究開発費 20 営業支援費 163 瑕疵修理費・無償保守費 18 その他 73 計 642	2. 他勘定振替高の内容は次の通りであります。 固定資産 ソフトウェア 1,597 販売費及び一般管理費 研究開発費 0 営業支援費 316 瑕疵修理費・無償保守費 171 その他 85 計 2,170
3. 原価計算の方法 プロジェクト別個別原価計算	3. 原価計算の方法 同左
4. 当社では事業の性質上、原則として製品在庫を持ちませんので「当期製品製造原価」は「売上原価」と一致します。従って損益計算書では「当期製品製造原価」の表示はおこなわず「売上原価」として表示しております。	4. 同左

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	31,457	31,457
当期末残高	31,457	31,457
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	7,864	7,864
当期末残高	7,864	7,864
その他資本剰余金		
前期末残高	15,278	9,683
当期変動額		
欠損填補	3,854	-
自己株式の処分	0	0
自己株式の消却	1,739	-
当期変動額合計	5,594	0
当期末残高	9,683	9,683
資本剰余金合計		
前期末残高	23,143	17,548
当期変動額		
欠損填補	3,854	-
自己株式の処分	0	0
自己株式の消却	1,739	-
当期変動額合計	5,594	0
当期末残高	17,548	17,548
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	3,854	1,273
当期変動額		
欠損填補	3,854	-
剰余金の配当	126	529
当期純利益	1,400	1,180
当期変動額合計	5,128	651
当期末残高	1,273	1,924
利益剰余金合計		
前期末残高	3,854	1,273
当期変動額		
欠損填補	3,854	-
剰余金の配当	126	529
当期純利益	1,400	1,180
当期変動額合計	5,128	651
当期末残高	1,273	1,924
自己株式		
前期末残高	6,039	5,434
当期変動額		
自己株式の取得	1,135	1
自己株式の処分	1	0
自己株式の消却	1,739	-
当期変動額合計	604	1
当期末残高	5,434	5,436

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
株主資本合計		
前期末残高	44,706	44,845
当期変動額		
欠損填補	-	-
剰余金の配当	126	529
当期純利益	1,400	1,180
自己株式の取得	1,135	1
自己株式の処分	0	0
自己株式の消却	-	-
当期変動額合計	138	649
当期末残高	44,845	45,494
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	23	122
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	146	30
当期変動額合計	146	30
当期末残高	122	152
評価・換算差額等合計		
前期末残高	23	122
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	146	30
当期変動額合計	146	30
当期末残高	122	152
新株予約権		
前期末残高	27	46
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	19	28
当期変動額合計	19	28
当期末残高	46	75
純資産合計		
前期末残高	44,757	44,769
当期変動額		
剰余金の配当	126	529
当期純利益	1,400	1,180
自己株式の取得	1,135	1
自己株式の処分	0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	127	1
当期変動額合計	11	647
当期末残高	44,769	45,417

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p>
2. たな卸資産の評価基準 及び評価方法	<p>(1) 仕掛品 個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)</p> <p>(2) 原材料及び貯蔵品 個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法) (会計方針の変更) 仕掛品については、従来、個別法による原価法によっておりましたが、当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日公表分)が適用されたことに伴い、個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。 これによる、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。 原材料及び貯蔵品については、従来、最終仕入原価法によっておりましたが、個別物品管理を強化したこと、及び当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号平成18年7月5日公表分)が適用されたことに伴い、個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。 これによる、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p>	<p>(1) 仕掛品 個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)</p> <p>(2) 原材料及び貯蔵品 個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)</p>
3. 固定資産の 減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 本社(旧 総合研究所)・赤坂本社・高津事業所及び幕張事業所の建物 定額法</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 本社・赤坂本社・高津事業所及び幕張事業所の建物 同左</p>

項目	前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
4. 引当金の計上基準	<p>特定の契約に基づく専用設備 定額法 その他の有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>建物及び構築物 5～63年 工具、器具及び備品 4～20年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間(5年) に基づく定額法 市場販売目的のソフトウェア 見込販売本数に基づく償却額と残存有効期間に基づく均等配分額のいずれか大きい額 見込有効期間は3年以内であります。</p> <p>その他の無形固定資産 定額法</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によりしております。</p> <p>(4) 少額減価償却資産 取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年均等償却</p> <p>(5) 長期前払費用 定額法</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p>	<p>特定の契約に基づく専用設備 同左 その他の有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 自社利用のソフトウェア 同左 市場販売目的のソフトウェア 同左</p> <p>その他の無形固定資産 同左</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 同左</p> <p>(4) 少額減価償却資産 同左</p> <p>(5) 長期前払費用 同左</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 受注損失引当金 請負契約に基づくソフトウェア開発のうち、将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについては、発生が見込まれる損失額を計上しております。</p>

項目	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支出に備えるため、翌事業年度の賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する部分の金額（実際支給見込基準）を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、翌事業年度の役員賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する部分の金額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。 (会計方針の変更) 「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）が平成21年3月31日以前に開始する事業年度に係る財務諸表から適用できることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準を適用しております。 これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。 なお、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額はありません。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p>	<p>(3) 賞与引当金 同左</p> <p>(4) 役員賞与引当金 同左</p> <p>(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(6) 役員退職慰労引当金 執行役員等の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 (追加情報) 従来、役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上していましたが、取締役及び監査役に係る役員退職慰労金制度を廃止することとし、平成21年6月24日開催の定時株主総会において、取締役及び監査役に対する慰労金の打切り支給議案が承認可決されました。これにより、当事業年度において「役員退職慰労引当金」のうち取締役及び監査役に対する金額を取崩し、打切り支給額の未払い分については、固定負債の「その他」に含めて表示しております。</p>

項目	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
5. 収益及び費用の 計上基準		<p>受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準</p> <p>イ 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるもの 進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）</p> <p>ロ その他のもの 完成基準 （会計方針の変更）</p> <p>受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準については、従来、完成基準を適用していましたが、当事業年度より、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を適用し、当事業年度に着手したソフトウェア開発契約から、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるものについては進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）を、その他のものについては完成基準を適用しております。</p> <p>これによる売上高、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p>
6. その他財務諸表作成のための重要な事項	<p>消費税等の会計処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>消費税等の会計処理方法 同左</p>

【会計処理方法の変更】

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。</p> <p>これによる、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。</p>	

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)																																
<p>1 関係会社に係る注記</p> <p>関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">流動資産</td> </tr> <tr> <td>売掛金</td> <td style="text-align: right;">73百万円</td> </tr> <tr> <td>預け金</td> <td style="text-align: right;">9,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">固定資産</td> </tr> <tr> <td>敷金及び保証金</td> <td style="text-align: right;">744</td> </tr> <tr> <td colspan="2">流動負債</td> </tr> <tr> <td>買掛金</td> <td style="text-align: right;">340</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td style="text-align: right;">64</td> </tr> </table>	流動資産		売掛金	73百万円	預け金	9,000	固定資産		敷金及び保証金	744	流動負債		買掛金	340	未払費用	64	<p>1 関係会社に係る注記</p> <p>関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">流動資産</td> </tr> <tr> <td>売掛金</td> <td style="text-align: right;">113百万円</td> </tr> <tr> <td>預け金</td> <td style="text-align: right;">11,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">固定資産</td> </tr> <tr> <td>敷金及び保証金</td> <td style="text-align: right;">744</td> </tr> <tr> <td colspan="2">流動負債</td> </tr> <tr> <td>買掛金</td> <td style="text-align: right;">330</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td style="text-align: right;">47</td> </tr> </table> <p>2 損失が見込まれるソフトウェア開発契約に係るたな卸資産と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。</p> <p>損失の発生が見込まれるソフトウェア開発契約に係るたな卸資産のうち、受注損失引当金に対応する額は332百万円(仕掛品332百万円)であります。</p>	流動資産		売掛金	113百万円	預け金	11,000	固定資産		敷金及び保証金	744	流動負債		買掛金	330	未払費用	47
流動資産																																	
売掛金	73百万円																																
預け金	9,000																																
固定資産																																	
敷金及び保証金	744																																
流動負債																																	
買掛金	340																																
未払費用	64																																
流動資産																																	
売掛金	113百万円																																
預け金	11,000																																
固定資産																																	
敷金及び保証金	744																																
流動負債																																	
買掛金	330																																
未払費用	47																																

(損益計算書関係)

前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)																												
<p>1 研究開発費の総額 85百万円</p> <p>当期製造費用に含まれている研究開発費はありません。</p> <p>2 固定資産除却損の内訳は次の通りであります。</p> <p>固定資産除却損の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物</td> <td style="text-align: right;">2百万円</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">4</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6</td> </tr> </table> <p>事務所撤去費用に含まれる固定資産除却損の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物</td> <td style="text-align: right;">16百万円</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">9</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">26</td> </tr> </table> <p>3 関係会社に係る注記</p> <p>営業外収益の受取配当金73百万円の内60百万円は、関係会社との取引により発生した収益であります。</p> <p>営業外収益の不動産賃貸料161百万円の内124百万円は、関係会社との取引により発生した収益であります。</p> <p>営業外費用の不動産賃貸費用141百万円の内89百万円は、関係会社との取引により発生した費用であります。</p>	建物	2百万円	工具、器具及び備品	4	計	6	建物	16百万円	工具、器具及び備品	9	計	26	<p>1 研究開発費の総額 67百万円</p> <p>当期製造費用に含まれている研究開発費はありません。</p> <p>2 固定資産除却損の内訳は次の通りであります。</p> <p>固定資産除却損の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物</td> <td style="text-align: right;">164百万円</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td style="text-align: right;">4</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">24</td> </tr> <tr> <td>長期前払費用</td> <td style="text-align: right;">4</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">197</td> </tr> </table> <p>事務所撤去費用に含まれる固定資産除却損の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物</td> <td style="text-align: right;">7百万円</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">8</td> </tr> </table> <p>3 関係会社に係る注記</p> <p>営業外収益の受取配当金71百万円の内59百万円は、関係会社との取引により発生した収益であります。</p> <p>営業外収益の不動産賃貸料161百万円の内126百万円は、関係会社との取引により発生した収益であります。</p> <p>営業外費用の不動産賃貸費用160百万円の内115百万円は、関係会社との取引により発生した費用であります。</p> <p>4 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額</p> <p style="text-align: right;">332百万円</p>	建物	164百万円	構築物	4	工具、器具及び備品	24	長期前払費用	4	計	197	建物	7百万円	工具、器具及び備品	0	計	8
建物	2百万円																												
工具、器具及び備品	4																												
計	6																												
建物	16百万円																												
工具、器具及び備品	9																												
計	26																												
建物	164百万円																												
構築物	4																												
工具、器具及び備品	24																												
長期前払費用	4																												
計	197																												
建物	7百万円																												
工具、器具及び備品	0																												
計	8																												

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式(注1, 2)	6,944	2,315	2,001	7,258
合計	6,944	2,315	2,001	7,258

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加2,315千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加2,309千株、単元未満株式の買取りによる増加6千株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少2,001千株は、取締役会決議による自己株式の消却による減少2,000千株、単元未満株式の売渡しによる減少1千株であります。

当事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式(注1, 2)	7,258	2	0	7,261
合計	7,258	2	0	7,261

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加2千株は、単元未満株式の買取りによる増加2千株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の売渡しによる減少0千株であります。

(リース取引関係)

前事業年度 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	当事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)																																								
<p>1. ファイナンス・リース取引(借主側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>リース資産の内容</p> <p>(ア)有形固定資産 工具、器具及び備品であります。</p> <p>(イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。</p> <p>リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。</p> <p>(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 20%;">取得価額相当額 (百万円)</th> <th style="width: 20%;">減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th style="width: 20%;">期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: center;">8,921</td> <td style="text-align: center;">4,799</td> <td style="text-align: center;">4,121</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">1,604百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">2,754</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,358</td> </tr> </table> <p>(3)支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">2,083百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">1,979</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">133</td> </tr> </table> <p>(4)減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(5)利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分については利息法によっております。</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	工具、器具及び備品	8,921	4,799	4,121	1年内	1,604百万円	1年超	2,754	合計	4,358	支払リース料	2,083百万円	減価償却費相当額	1,979	支払利息相当額	133	<p>1. ファイナンス・リース取引(借主側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>リース資産の内容</p> <p>(ア)有形固定資産 同左</p> <p>(イ)無形固定資産 同左</p> <p>リース資産の減価償却の方法 同左</p> <p>同左</p> <p>(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 20%;">取得価額相当額 (百万円)</th> <th style="width: 20%;">減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th style="width: 20%;">期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td style="text-align: center;">7,778</td> <td style="text-align: center;">5,178</td> <td style="text-align: center;">2,599</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">1,232百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">1,447</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,679</td> </tr> </table> <p>(3)支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">支払リース料</td> <td style="text-align: right;">1,986百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">1,880</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td style="text-align: right;">112</td> </tr> </table> <p>(4)減価償却費相当額の算定方法 同左</p> <p>(5)利息相当額の算定方法 同左</p>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	工具、器具及び備品	7,778	5,178	2,599	1年内	1,232百万円	1年超	1,447	合計	2,679	支払リース料	1,986百万円	減価償却費相当額	1,880	支払利息相当額	112
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																						
工具、器具及び備品	8,921	4,799	4,121																																						
1年内	1,604百万円																																								
1年超	2,754																																								
合計	4,358																																								
支払リース料	2,083百万円																																								
減価償却費相当額	1,979																																								
支払利息相当額	133																																								
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																						
工具、器具及び備品	7,778	5,178	2,599																																						
1年内	1,232百万円																																								
1年超	1,447																																								
合計	2,679																																								
支払リース料	1,986百万円																																								
減価償却費相当額	1,880																																								
支払利息相当額	112																																								

(有価証券関係)

前事業年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

子会社株式で時価のあるものはありません。

当事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 1,327百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
繰延税金資産(流動)		
たな卸資産	319	389
賞与引当金	467	494
未払事業税	25	29
その他	62	41
小計	875	954
評価性引当金	-	167
	875	787
繰延税金資産(固定)		
減価償却超過額	409	263
土地等減損損失	457	457
投資その他の資産	67	42
退職給付引当金	3,079	3,144
役員退職慰労引当金	71	10
繰越欠損金	1,324	937
その他	255	126
小計	5,667	4,982
評価性引当金	2,544	1,901
	3,122	3,081
繰延税金負債(固定)		
前払年金費用	99	69
	99	69
繰延税金資産(負債)の純額		
繰延税金資産(流動)	875	787
繰延税金資産(固定)	3,023	3,012
	3,899	3,799

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(単位：%)	
	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
法定実効税率	40.6	40.6
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.2	5.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	3.7	2.0
住民税均等割	1.9	2.3
評価性引当金増減	35.5	36.5
その他	0.2	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	7.3	9.5

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
1株当たり純資産額 1,097.71円	1株当たり純資産額 1,112.98円
1株当たり当期純利益金額 33.37円	1株当たり当期純利益金額 28.98円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 28.98円

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(百万円)	1,400	1,180
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	1,400	1,180
期中平均株式数(千株)	41,955	40,740
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	-	9
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権5種類(新株予約権の数4,386個)	新株予約権4種類(新株予約権の数4,235個)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

投資有価証券	その他 有価証券	銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)
		マイクロファイナンス・インターナショナル・コーポレーション	2,000,000	279
		(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	546,500	267
		(株)データ・アプリケーション	2,200	97
		(株)DACS	50,000	72
		(株)りそなホールディングス	55,000	65
		その他 9 銘柄	29,940	62
		計	2,683,640	843

【債券】

投資有価証券	その他 有価証券	銘柄	券面総額(百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)
		(株)シー・オー・シー 無担保社債	50	50
		計	50	50

【その他】

有価証券	その他 有価証券	種類及び銘柄	投資口数等(口)	貸借対照表計上額 (百万円)
		(投資信託受益証券) ダイワMMF(マネー・マネージメント・ ファンド)	151,127,492	151
		計	151,127,492	151

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物(注1、2)	16,586	598	1,161	16,023	7,438	372	8,584
構築物	255	-	12	243	191	3	51
工具、器具及び備品(注3)	3,533	565	661	3,438	2,374	499	1,063
土地	10,436	-	-	10,436	-	-	10,436
有形固定資産計	30,811	1,163	1,834	30,140	10,005	876	20,135
無形固定資産							
電話加入権	22	-	-	22	-	-	22
電信電話専用施設利用権	200	-	-	200	197	2	3
ソフトウェア(注4)	5,690	2,297	378	7,608	4,780	726	2,828
その他	15	-	-	15	13	0	1
無形固定資産計	5,928	2,297	378	7,846	4,991	729	2,855
長期前払費用	1,337	56	363	1,031	594	266	436
繰延資産	-	-	-	-	-	-	-
繰延資産計	-	-	-	-	-	-	-

- (注) 1. 建物の当期増加額の主なものは、研修施設の整備及びマネージドセンター開設によるものであります。
2. 建物の当期減少額の主なものは、研修施設の整備に伴い廃棄した建物付属設備であります。
3. 工具、器具及び備品の当期減少額の主なものは、データセンター業務の契約変更に伴う除売却であります。
4. ソフトウェアの当期増加額の主なものは、仕掛品からソフトウェアへの振替であります。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金(注1)	32	19	0	17	34
受注損失引当金	-	332	-	-	332
賞与引当金	1,023	1,075	1,023	-	1,075
役員賞与引当金	34	36	34	-	36
役員退職慰労引当金(注2)	176	42	72	120	25

- (注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替による戻入額17百万円及び債権の回収による取崩額0百万円であります。
2. 役員退職慰労引当金の「当期減少額(その他)」は、第47回定時株主総会(平成21年6月24日開催)において第6号議案「退任取締役に対する退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う取締役および監査役に対する退職慰労金打切り支給の件」が承認されたことに伴い、取締役及び監査役に対する役員退職慰労引当金を取崩し、固定負債「その他」に振替えたものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末(平成22年3月31日現在)における主な資産及び負債の内容は次のとおりであります。

流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	1
預金	
当座預金	3
普通預金	7,240
定期預金	20
外貨預金	33
別段預金	0
郵便貯金	5
小計	7,304
合計	7,305

ロ. 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
ブルデンシャル・システムズ・ジャパン(株)	654
草加市役所	395
松戸市役所	390
東日本電信電話(株)	317
名古屋市役所	314
その他	5,621
合計	7,696

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	次期繰越高 (百万円)	回収率(%)	滞留期間(日)
					$\frac{(A) + (D)}{2}$ (B)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	365
8,025	33,335	33,664	7,696	81.4	87

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

八．仕掛品

品目		金額（百万円）	
前工程	ITコンサル	2	
	要件定義	0	
中工程	システム開発	準委任	11
		一括	421
後工程	運用	67	
	システム保守	103	
その他サービス		16	
合計		622	

二．原材料及び貯蔵品

区分	金額（百万円）
貯蔵品	
カード・用紙	67
合計	67

ホ．預け金

相手先	金額（百万円）
(株)日立製作所	11,000
合計	11,000

固定資産

繰延税金資産

繰延税金資産は、3,012百万円であり、その内容については「2 財務諸表等（1）財務諸表 注記事項（税効果会計関係）」に記載しております。

流動負債

買掛金

相手先	金額（百万円）
(株)アイ・エス・エス	207
(株)K D S	98
東芝テック(株)	52
E M C ジャパン(株)	33
アークシステム(株)	25
その他	981
合計	1,397

固定負債

退職給付引当金

区分	金額（百万円）
退職給付債務	9,732

区分	金額（百万円）
年金資産	1,812
未認識数理計算上の差異	345
前払年金費用	170
合計	7,744

（ 3 ）【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・売渡し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取・売渡手数料	当社の買取・売渡手数料は、無料とする。ただし、株主等が証券会社等または機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.ines.co.jp/ir/koukoku.html
株主に対する特典	なし

(注) 当会社の単元未満株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 剰余金の配当を受ける権利
- (3) 会社法第166条第1項の規定による請求を行う権利
- (4) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第47期）（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）平成21年6月24日 関東財務局長に提出

(2)内部統制報告書及びその添付書類

平成21年6月24日 関東財務局長に提出

(3)有価証券報告書の訂正報告書

平成21年6月19日 関東財務局長に提出

平成19年6月26日に関東財務局長に提出した有価証券報告書（第45期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日））の訂正報告書であります。

平成21年6月19日 関東財務局長に提出

平成20年6月25日に関東財務局長に提出した有価証券報告書（第46期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日））の訂正報告書であります。

(4)四半期報告書及び確認書

（第48期第1四半期）（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）平成21年8月13日 関東財務局長に提出

（第48期第2四半期）（自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日）平成21年11月11日 関東財務局長に提出

（第48期第3四半期）（自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日）平成22年2月10日 関東財務局長に提出

(5)臨時報告書

平成21年7月23日 関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書(新株予約権の発行)であります。

(6)臨時報告書の訂正報告書

平成21年9月1日 関東財務局長に提出

平成21年7月23日に関東財務局長に提出した臨時報告書に係る訂正報告書であります。

(7)発行登録書（株券、社債券等）及びその添付書類

平成21年6月24日 関東財務局長に提出

(8)訂正発行登録書

平成21年8月7日 関東財務局長に提出

平成21年8月13日 関東財務局長に提出

平成21年9月1日 関東財務局長に提出

平成21年11月18日 関東財務局長に提出

平成22年2月10日 関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月24日

株式会社アイネス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 土井 英雄
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 尾崎 隆之
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイネスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイネス及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アイネスの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社アイネスが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月25日

株式会社アイネス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 土井 英雄
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 尾崎 隆之
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイネスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイネス及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アイネスの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者であり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社アイネスが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月24日

株式会社アイネス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 土井 英雄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 尾崎 隆之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイネスの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第47期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイネスの平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月25日

株式会社アイネス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 土井 英雄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 尾崎 隆之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイネスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第48期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイネスの平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。